

諸外国における学習評価（ブリティッシュコロンビア（BC）州）

- ・ 学習評価結果を報告するフォーマットは記載項目を絞った様式とする
- ・ 学期途中に行う評価報告は、学期早期からの実施を推奨し児童生徒・教員間での目標設定や振り返りを促す

◆ 学習進捗状況の報告例

評価の形態と目的

教室での学びの評価（Evaluation in the classroom）に基づき以下を実施

① 学習進捗状況の報告（Learning Update）

- ・ 児童生徒が学びを振り返り新しい学習目標を設定できるようにする

② 学習の総括（Summary of Learning）

- ・ カリキュラムの学習基準に対する児童生徒の達成状況を評価する

評価の頻度

- ① 1学年の中で計4回
 - ・ 2回は形式を問わず（informal Learning Updates）、学期制を取る学校の場合はゴール設定や共通理解を図るため学期早期からの実施を推奨
 - ・ 残りの2回は書面（Written Learning Updates）で、学期の中間での実施が推奨されている）
- ② 年度末

評価の材料

- ①②いずれも以下に基づく
 - ・ テストやクイズへの回答
 - ・ 反復的な練習課題
 - ・ プロジェクトや作成物
 - ・ 児童生徒の作品の例や成果物
 - ・ ポスター、図、ビジュアル
 - ・ 口頭での応答や報告
 - ・ プレゼンテーションやパフォーマンス 等

Learning Update

教師の記述的フィードバック

Ryan is a great communicator and enjoys interacting with others to share his ideas. He is sensitive to others and is aware of how his actions and words impact those around him. Ryan at times requires support when uncomfortable situations with peers or staff. He is working on using his strong communication skills to express his thoughts in times of social conflict. Overall, Ryan has developed important member of our classroom community.

学習領域 習熟度		Descriptive Feedback
英語	Developing	Ryan makes meaningful connections, which demonstrates his good communication skills. Although reading below grade level, when provided with books at his own level, he is reading and growing his reading skills. The next step is to read a variety of books that interest him and practice soundly.
数学	Proficient	Ryan is proficient at explaining and justifying his mathematical reasoning. He shows curiosity when solving problems. Ryan is still building his understanding of perimeter and area and can use his strong problem-solving skills to solve problems.
科学	Proficient	Ryan is a curious student who makes keen observations and predicts outcomes. In his investigation of body systems, he demonstrated proficiency when planning his investigation.
社会	Proficient	Ryan has asked great questions throughout our various inquiries and has provided well-constructed arguments to defend his position. He has a good understanding of other perspectives beyond his own, but he still has a long way to go in this area.
健康・体育	Developing	Ryan has demonstrated fair play and leadership in all of our physical activities and could recognize how personal choices surrounding physical health and well-being. Ryan continues to develop in some of his fundamental skills required to control an object such as a ball. With more practice and persistence, he will become more confident and further develop his skills.
美術	Developing	Ryan was able to identify various elements of art used among indigenous art from the various regions of Canada. Ryan required support to create pieces of art. He was a bit apprehensive when presented with opportunities, but he will become more confident and prouder of his work.

コアコンピテンシーと目標設定の自己評価

My goal was to think in new ways this year. This year I had to think creatively and critically about project on anything I wanted and because I really love pretty rocks I decided to study rocks. I had to think about how to group them into categories and characteristics in my presentation. That was the hardest thing I did all year and I'm really proud of it. I had a goal to get better at communicating my thoughts better. I think I did a lot of growth because I learned how to write a really good paragraph and all about punctuation. I didn't know teacher gave us lots of projects that got us to write and we made posters and presentation plays and we also wrote reflections like this one to help us understand how we are growing many presentations in class too because it's fun to watch other peoples and because it helps class. I feel more confident in my communication then in grade 3. I am also working on using friends. Sometimes I find it hard when we have a fight but I am learning how to communicate.

いずれもフォーマット1枚で、主に以下の3項目からなる

- ・ 生徒の強みや成長分野、成長の機会を説明するフィードバック
- ・ カリキュラムの学習目標に対する習熟度
- ・ 児童生徒の自己評価

◆ 学習の総括のレポート例

Summary of Learning

British Columbia Elementary

Student Name: Jared J. Date: June 2023
Grade: 7 Attendance: 3 absences & 2 late

教師の記述的フィードバック

Jared has been a kind, friendly, and funny member of our class community. He enjoys participating in class activities and discussions and his contributions are consistently interesting and relevant.

He enjoys problem solving and is a curious learner.

He continues to develop his concentration by avoiding distractions in class. He is aware of the things that take him off task and is doing a great job of setting up his learning environment to minimize them. Time management has been an area of growth for Jared. He is doing a good job breaking large projects into small, manageable steps so he can complete his best work rather than rushing to finish at the last minute.

E-ポートフォリオ

In the e-portfolio, you will find specific descriptive feedback about what your child is able to do and where they will be going next with their learning.

学習領域	習熟度
英語	Developing
数学	Proficient
科学	Proficient
社会	Developing
健康・体育	Proficient
美術	Proficient
キャリア教育	Proficient
応用デザイン・技能・テクノロジー	Proficient

コアコンピテンシーと目標設定の自己評価

This year, students have engaged in goal-setting and self-reflection on their learning in relation to the Core Competencies of Communication, Thinking, and Personal and Social. Please see the portfolio post titled "Year-end Late French Immersion Core Competency summary."

Principal signature

Parent signature

Teacher signature

46

諸外国における学習評価（オンタリオ州）

- ・ 学期早期に児童生徒の評価を実施し、児童・保護者・教員間で学習の進捗や強みを共有する
- ・ 学期途中、学期末に行う評価いずれも児童生徒の強みや改善に向けたステップの共有に重きを置く点が特徴

◆進捗報告書例

評価の形態と目的

学びのための評価（Assessment for learning）と学びとしての評価（Assessment as learning）の考えに基づき以下を実施

①進捗報告（Progress Report）

- ・ 児童・保護者・教員間での早期かつ継続的なコミュニケーションを目的に学習の進捗、学習の強みの可視化評価を中心とする

②州公式成績表（Provincial Report Card）

- ・ 学習スキル等の発達状況、カリキュラムの学習基準に対する学生の達成状況の評価を中心とする

評価の頻度

- ① 学期早期（10月下旬～11月下旬）
- ② 各学期末（年2回）

評価の材料

※①②いずれも以下に基づく

- ・ 宿題
- ・ プレゼンテーション
- ・ パフォーマンス
- ・ デモンストレーション
- ・ プロジェクト
- ・ テスト
- ・ 試験 等

Ontario Ministry of Education Elementary Progress Report Card

Student: _____ Grade: _____ Board: _____ Address: _____

Student: _____

ES/ELD – Achievement is based on expectations modified from the expectations for the grade to support English language learning needs

教科	Progressing With Difficulty	Progressing Well	Progressing Very Well
英語	☐ ES/ELD ☐ EP ☐ NA		
フランス語	☐ ES/ELD ☐ EP ☐ NA		
他語	☐ ES/ELD ☐ EP ☐ NA		
数学	☐ ES/ELD ☐ EP ☐ French		
科学と技術	☐ ES/ELD ☐ EP ☐ French		
社会	☐ ES/ELD ☐ EP ☐ French		
健康と体育	☐ ES/ELD ☐ EP ☐ French		
Physical Education	☐ ES/ELD ☐ EP ☐ French		
ダンス	☐ ES/ELD ☐ EP ☐ French ☐ NA		
ドラマ	☐ ES/ELD ☐ EP ☐ French ☐ NA		
音楽	☐ ES/ELD ☐ EP ☐ French ☐ NA		
視覚美術	☐ ES/ELD ☐ EP ☐ French ☐ NA		

To Parents/Guardians and Students: This copy of the progress report has been placed in the student's Ontario Student Record (OSR) folder.

Teacher's Signature: _____

Ontario Ministry of Education Elementary Provincial Report Card

Date: _____

Student: _____ Grade: _____ Teacher: _____ Board: _____ School: _____ Address: _____ Principal: _____ Telephone: _____

GRADE IN SEPTEMBER ➡ _____

Learning Skills and Work Habits		E – Excellent	G – Good	S – Satisfactory	N – Needs Improvement
Responsibility - Fulfills responsibilities and commitments within the learning environment. - Completes and submits class work, homework, and assignments according to agreed-upon timelines. - Takes responsibility for and manages own behaviour.					
Independent Work - Independently monitors, assesses, and revises plans to complete tasks and meet goals. - Uses class time appropriately to complete tasks. - Follows instructions with minimal supervision.					
Initiative - Looks for and acts on new ideas and opportunities for learning. - Demonstrates the capacity for innovation and a willingness to take risks. - Demonstrates curiosity and interest in learning. - Approaches new tasks with a positive attitude. - Recognizes and advocates appropriately for the rights of self and others.					
Organization - Devises and follows a plan and process for completing work and tasks. - Establishes priorities and manages time to complete tasks and achieve goals. - Identifies, gathers, evaluates, and uses information, technology, and resources to complete tasks.					
Collaboration - Accepts various roles and an equitable share of work in a group. - Responds positively to the ideas, opinions, values, and traditions of others. - Builds healthy peer-to-peer relationships through personal and media-assisted interactions. - Works with others to resolve conflicts and build consensus to achieve group goals. - Shares information, resources, and expertise, and promotes critical thinking to solve problems and make decisions.					
Self-Regulation - Sets own individual goals and monitors progress towards achieving them. - Seeks clarification or assistance when needed. - Assesses and reflects critically on own strengths, needs, and interests. - Identifies learning opportunities, choices, and strategies to meet personal needs and achieve goals. - Perseveres and makes an effort when responding to challenges.					

Strengths/Next Steps for Improvement

いずれのフォーマットも主に以下の2項目からなる

- ・ 学習スキルや行動習慣の状況、強み/改善に向けたステップ
- ・ カリキュラムの学習状況、強み/改善に向けたステップ

諸外国における学習評価（ニューサウスウェールズ（NSW）州）

- ・ 学習評価の中に形成的評価を位置付ける
- ・ 総括的評価では、各教科のシラバスで定めるパフォーマンス基準に対する児童生徒の評価を教科別に5段階で示す

◆総括的評価時のレポート例

評価の形態と目的

①形成的評価

- ・ 児童生徒の学習ニーズを満たすため指導や学習に係る情報提供
- ・ 指導、学びの改善や学習目標の設定 等

②総括的評価

- ・ シラバスやパフォーマンス基準に対する児童生徒の達成度を評価する

評価の頻度

- ① 都度実施
- ② 各学年のセメスター（計2セメスター）ごと

評価の材料

- ①
 - ・ 実践的活動への参加
 - ・ 重要な概念を理解するためのスキルの活用状況
 - ・ 未知の状況での学びの適用状況
 - ・ グループディスカッションへの参加
 - ・ チームやグループでの調査・問題解決学習における行動や思考
- ② シラバスの内容やパフォーマンス基準に対する児童生徒の成果（具体的な材料の記載は特段なし）

年度 [20xx] 教員 教員名

英語	成果	態度
教師のコメント		

数学	成果	態度
教師のコメント		

美術	成果	態度
	ダンス	劇
成果	Select	Select
態度	Select	Select

人文社会と環境	成果	態度
	地学	歴史
成果	Select	Select
態度	Select	Select

個人の発達・健康と体育	成果	態度
	発達と健康	physical
成果	Select	Select
態度	Select	Select

科学と技術	成果	態度
	science	digital tec
成果	Select	Select
態度	Select	Select

以下の5段階から評価
 A（優秀）：成績は目覚ましく、様々な新しい複雑な状況で自身をもって知識とスキルを応用する
 B（高い）：高い成績を修め、様々な身近/新しい状況で自信を持って知識とスキルを応用する
 C（期待される水準）：成績は期待水準に達しており、身近な状況で知識とスキルを応用する
 D（基礎的）：成績は基礎レベルで支援を受けながら身近な状況で知識とスキルを応用する
 E（限定的）：成果は限られており、十分なサポートを受けながらいくつかな身近な状況で知識とスキルを応用する

以下の3段階から評価
 高い：ほとんどの学習活動に積極的に参加し取り組む。常に高い水準で課題を完了し発表するよう努める
 満足：ほとんどの学習活動に積極的に参加し取り組む。定められた水準に沿って課題を完了し、提出するよう定期的に努める
 低い：時々学習活動に参加し、熱心に取り組む。定められた水準に沿って課題を完了し発表しようとすることもある

NSW Department of Education 年度 [20xx] セメスター [#]

学校名

概要コメント

社会的な発達と学習への取組								
	C	U	S		C	U	S	
学習へのポジティブな態度を示している	☐	☐	☐	自立してよく動いている	☐	☐	☐	
他者の権利や財産を示している	☐	☐	☐	率先力ややる気を示している	☐	☐	☐	
クラスや学校のマナーを尊敬している	☐	☐	☐	他者を助けたり励ましている	☐	☐	☐	

C - 常に U - たいい S - 時々

追加活動			
[insert activity]	[insert activity]	[insert activity]	[insert activity]
[insert activity]	[insert activity]	[insert activity]	[insert activity]

出席状況	
全日欠席	☐
一部欠席	☐

諸外国における学習評価（英国（イングランド））

- ・ 学習評価の中に形成的評価を位置付ける
- ・ 国の教育制度に基づき全国一律で実施される法定総括的評価では、児童生徒が達成すべき学習目標への達成度を測る

◆総括的評価時の評価シート例（英作文）

評価の形態と目的

- ① 形成的評価
 - ・ 教育指導における情報を継続的に収集するため
- ② 学校内総括的評価
 - ・ 教育期間の終わりにおける生徒のパフォーマンスを理解するため
- ③ 法定総括的評価
 - ・ 全国的な期待値と生徒の成績を比較し把握するため

評価の頻度

- ① 都度実施
- ② 単元終了時、学年末試験
- ③ キーステージ終了時

評価の材料

- ①
 - ・ 図画、レポート、写真、ビデオや図工作品等の成果
 - ・ 観察評価
 - ・ 定期的な短い復習クイズ
 - ・ 授業中の質疑応答
 - ・ 生徒の学習成果の採点
- ② 単元終了時の短期テスト、学年末試験
- ③
 - ・ 国家カリキュラムに基づくテスト
 - ・ キーステージ終了時の教師による評価*

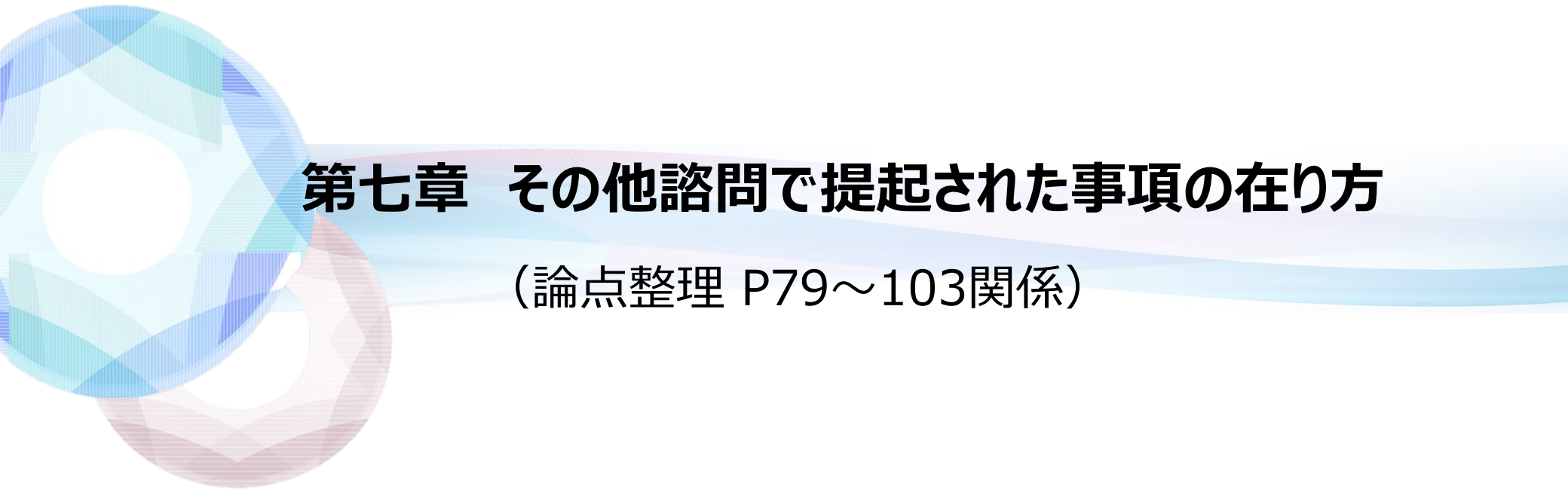
End-of-key stage 2 statutory assessment – 期待される水準の中でより深い理解に到達							
Name: Morgan	A	B	C	D	E	F	Collection
児童は以下ができる（学習目標）	Short story	Recount	Letter	Short story	Balanced argument	Science investigation	
・ 目的と読者に応じた効果的な文章を書き、読書経験から構成や表現技法を取り入れられる							

End-of-key stage 2 statutory assessment – 期待される水準に到達							
Name: Morgan	A	B	C	D	E	F	Collection
児童は以下ができる（学習目標）	Short story	Recount	Letter	Short story	Balanced argument	Science investigation	
・ 様々な目的や読者に応じて効果的な文章を書き、読者に配慮した言葉選びができる（例：日記では一人称、説明文では直接の呼びかけ等）	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
・ 物語文では、場面・人物・雰囲気を描写できる	✓	n/a	n/a	✓	n/a	n/a	✓
・ 登場人物の性格や物語の展開を示すために会話文を取り入れられる	✓	n/a	n/a	✓	n/a	n/a	✓
・ 必要に応じて文法構造や語彙を選んで使い分けられる							

End-of-key stage 2 statutory assessment – working towards the expected standard								
Name: Dani	A	B	C	D	E	F	G	H
児童は以下ができる（学習目標）	Non-fiction	Letter	Prediction	Description	Balanced argument	Narrative	Biography	Description
・ 様々な目的に応じた文章を書くことができる	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
・ 段落を使ってアイデアを整理できる	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓
・ 物語分では、登場人物や場面を描写できる	n/a	n/a	n/a	✓	n/a	✓	n/a	✓
・ 説明文などの非物語文では、見出し、箇条書きなどの簡単な構成要素を使い、読み手の理解を助けられる	✓	✓	✓	n/a	✓	n/a	✓	n/a
・ 大文字、ピリオド、疑問符、リストのためのカンマ、省略形のアポストロフィーをおおむね正しく使える	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
・ 小学3・4年生の語彙リストの単語の多く、5・6年生の語彙リストの一部を正しく綴れる	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
・ 文字を読みやすく書くことができる	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

※：法定総括的評価に関して、keystage1（1～2学年）では実施されない。読解（Reading）と数学（Mathematic）は全国共通の外部テスト（SATs）で、英作文（Writing）と理科（Science）は教師評価で行われる。

（出典）イングランド教育省「[Key stage 2 teacher assessment guidance 2025](#)」Webサイト（2025年5月28日最終閲覧）



第七章 その他諮問で提起された事項の在り方

(論点整理 P79～103関係)

（１）カリキュラム・マネジメントの在り方

（論点整理 P80～81関係）

小学校学習指導要領総則（中学・高校にも同様の記載）

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

カリキュラム・マネジメントの手順の一例（総則解説より作成）

①教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする

ア 学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員が共通理解をもつ。

イ 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、作業計画の全体について全教職員が共通理解をもつ。

②教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める

ア 編成・実施のための組織を決める。
(ア) 編成・実施に当たる組織及び各種会議の役割や相互関係について基本的な考え方を明確化
(イ) 編成・実施に当たる組織及び各種会議を学校の組織全体の中に位置付け、組織内の役割や分担を具体的に決定

イ 編成・実施のための作業日程を決める。
分担作業やその調整を含めて、各作業ごとの具体的な日程を決定

③教育課程の編成のための事前の研究や調査をする

ア 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解

イ 児童の心身の発達の段階や特性、学校及び地域の実態を把握。（保護者や地域住民の意向、児童の状況等を把握することに留意）

④学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める

ア 事前の研究や調査の結果を検討し、学校教育の目的や目標に照らして、それぞれの学校や児童が直面している教育課題を明確化

イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため、各学校の教育課題に応じて、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定

ウ 編成に当たって、特に留意すべき点を明確化

⑤教育課程を編成する

ア 指導内容を選択する
(ア) 基礎的・基本的な知識及び技能の明確化
(イ) 学校教育目標の達成のため重点を置く指導内容の明確化
(ウ) 各教科等の指導の充実や個に応じた指導の推進に配慮
(エ) 道徳教育及び体育・健康に関する指導について配慮
(オ) 教科等横断的な視点で育成を目指す資質・能力への配慮
(カ) 総合的な学習の時間の適切な展開への配慮
(キ) 単元などのまとまりを見通したまとめ方・重点の置き方を検討

イ 指導内容を組織する
(ア) 各教科等間の指導内容相互の関連を図る
(イ) 各教科等内の指導内容相互の関連を明確化
(ウ) 発展的、系統的な指導ができるよう指導内容を配列・組織
(エ) 合科的・関連的な指導について配慮

ウ 授業時数を配当する
(ア) 各教科等の年間授業時数を設定
(イ) 各学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を設定
(ウ) 各教科等の授業の1単位時間を、適切に設定

⑥教育課程を評価し改善する

ア 評価の資料を収集し、検討

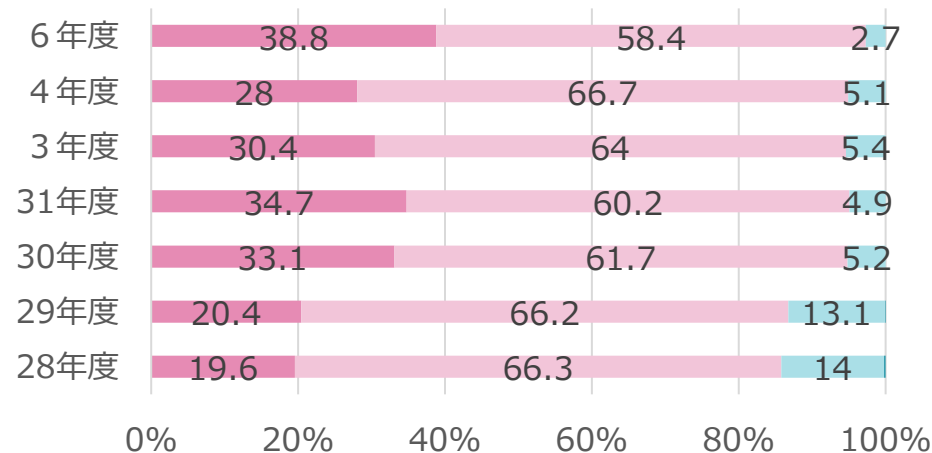
イ 整理した問題点を検討し、原因と背景を明確化

ウ 改善案をつくり、実施

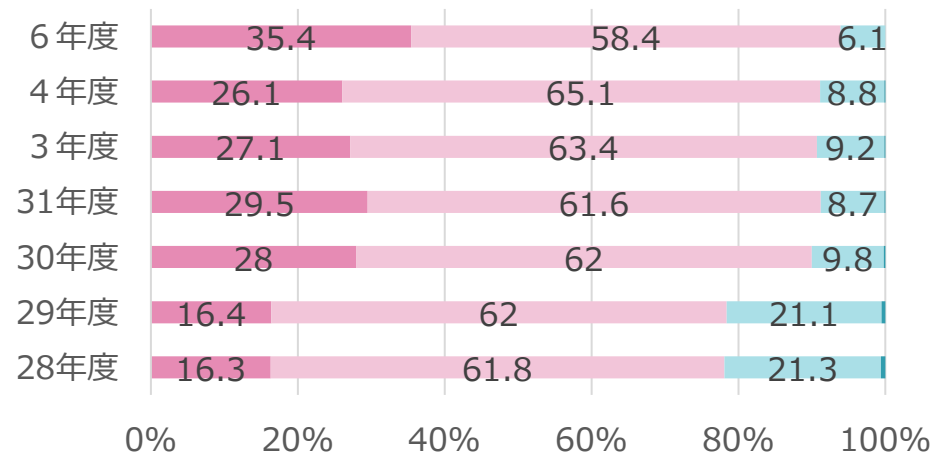
カリキュラム・マネジメントに関する意識について（R6全国学調学校質問紙）

指導計画の作成に当たっては、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していますか。

【小学校】

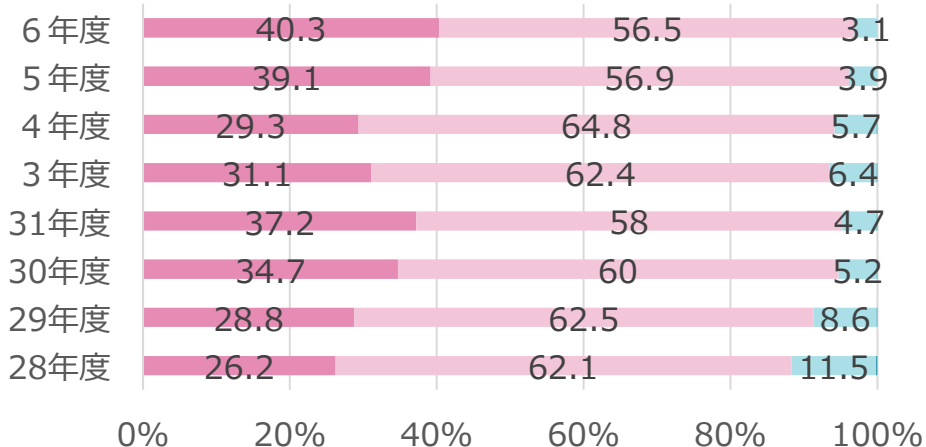


【中学校】

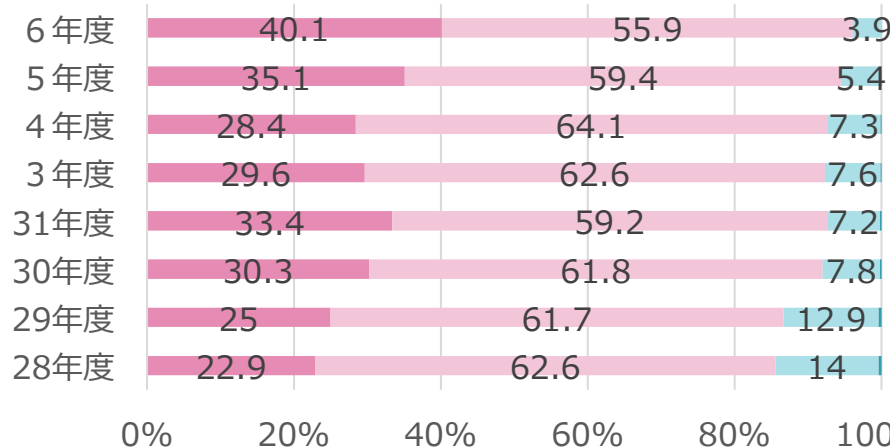


児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データなどに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立していますか。

【小学校】



【中学校】

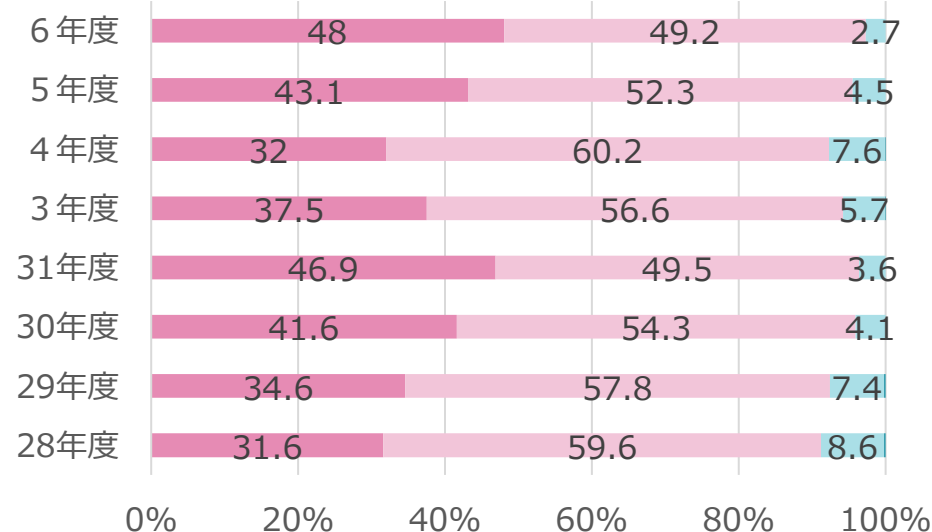


（凡例） よくしている どちらかといえば、している あまりしていない 全くしていない

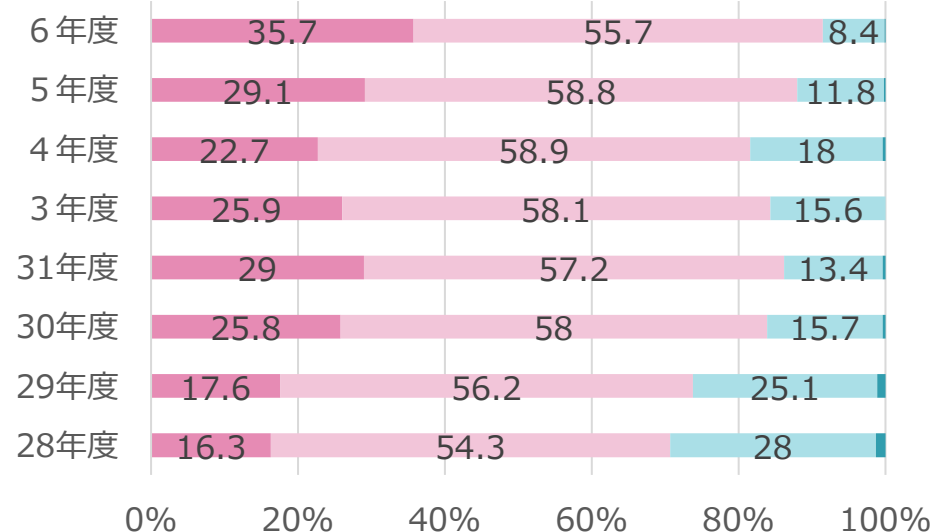
カリキュラム・マネジメントに関する意識について

指導計画の作成に当たっては、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源を含めて活用しながら効果的に組み合わせていますか。

【小学校】



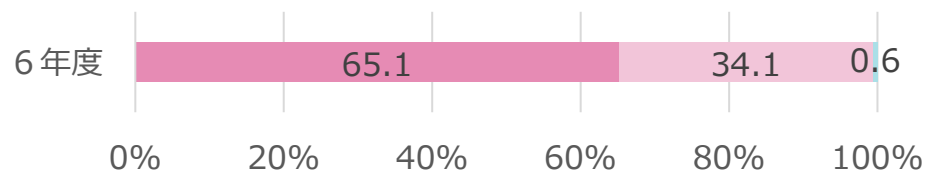
【中学校】



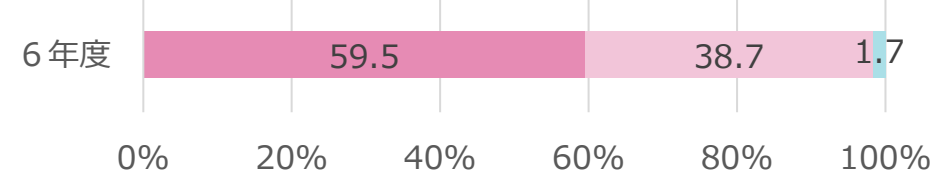
(凡例) よくしている どちらかといえば、している あまりしていない 全くしていない

学校（学級）の運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、改善に向けて学校として組織的に取り組んでいますか。

【小学校】



【中学校】



(凡例) そう思う どちらかといえば、そう思う どちらかといえば、そう思う そう思わない

(2) 高等学校入学者選抜

(論点整理 P82～83関係)

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。
 - (a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
 - (b) 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - (c) 入学者の受け入れに関する方針

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、関係機関等との連携協力体制の整備に努めることとする。

（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- 普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。
- 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を設け、2単位以上を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
 - (a) 学際領域に関する学科については大学等との連携協力体制を整備するものとする。
 - (b) 地域社会に関する学科については地域の行政機関等との連携協力体制を整備するものとする。
 - (c) 上記2学科は、関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

（※）令和4年4月1日から施行

高等学校に期待される社会的役割の再定義

■ 背景

- ✓ 各高校の在り方を検討する上で、各高校が育成を目指す資質・能力を明確化することが重要
- ✓ しかし、学校教育目標等が抽象的で分かりにくい、校内外への共有・浸透が不十分といった指摘

社会的役割（スクール・ミッション）の再定義

- ✓ 各高校の存在意義
- ✓ 期待される社会的役割
- ✓ 目指すべき高等学校像

高等学校の設置者が各学校や地元自治体等の関係者と連携しながら再定義（施行通知で記載）

- ✓ 生徒の状況・意向・期待
- ✓ 現在の社会・地域の実情
- ✓ 学校の歴史・伝統
- ✓ 将来の社会像・地域像

高等学校の役割・理念を
分かりやすく提示



中学生

生徒

教職員



地域住民

地元市町村

地元産業界

- ✓ 中学校における進路指導の充実や中学生の学校選択、高校生の科目選択にも資するものとして期待

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

「三つの方針」（スクール・ポリシー）の策定・公表（学校教育法施行規則の改正）

✓ **高等学校教育の入口から出口までの教育活動**を一貫した体系的なものへと再構成

✓ 各高等学校教育の**継続性を担保**

▶ 特色・魅力ある教育の実現に向けた**整合性のある指針として「三つの方針」を策定・公表**

第百三条の二 高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針

二 教育課程の編成及び実施に関する方針

三 入学者の受入れに関する方針

✓ 各高等学校における**育成を目指す資質・能力を明確化・具体化**

✓ **カリキュラム・マネジメント**を通じて、学校全体の教育活動の**組織的・計画的な改善**へと結実

✓ スクール・ポリシーを基準にして、**高等学校の教育活動や業務内容を精選・重点化**

✓ **学校評価**において、スクール・ポリシーに照らして自らの取組を点検・評価

三つの方針の内容

✓ 生徒や入学希望者の**学習意欲を喚起**し、学校生活や将来に対する展望を持ちやすい表現・内容

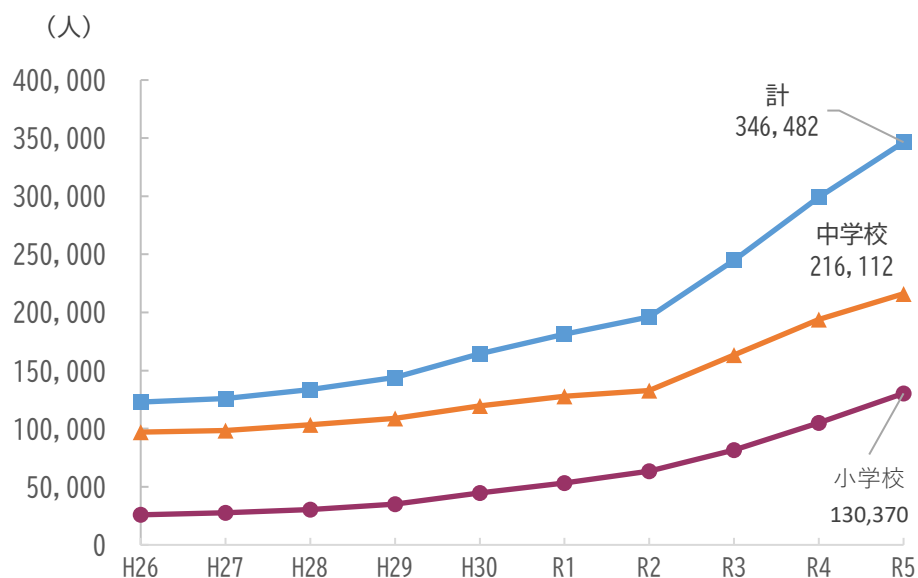
✓ 日常的に参照可能なよう、総花的なものとなせず**真に重点的に取り組む内容**を示す指針

✓ スクール・ポリシーについても**日々の教育活動の検証等を通じた見直し**

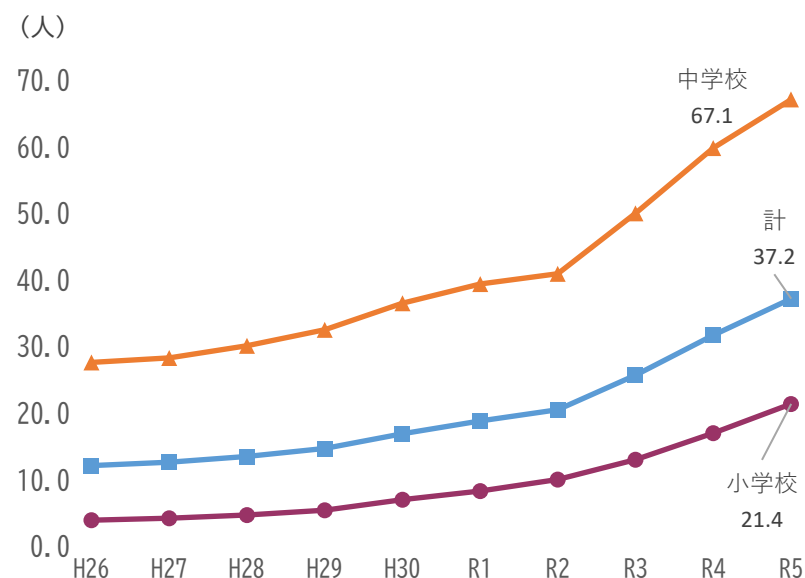
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、**不登校児童生徒数は346,482人**（前年度299,048人）であり、**児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.2人**（前年度31.7人）。
- 不登校児童生徒数は11年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移（1,000人当たり不登校児童生徒数）



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

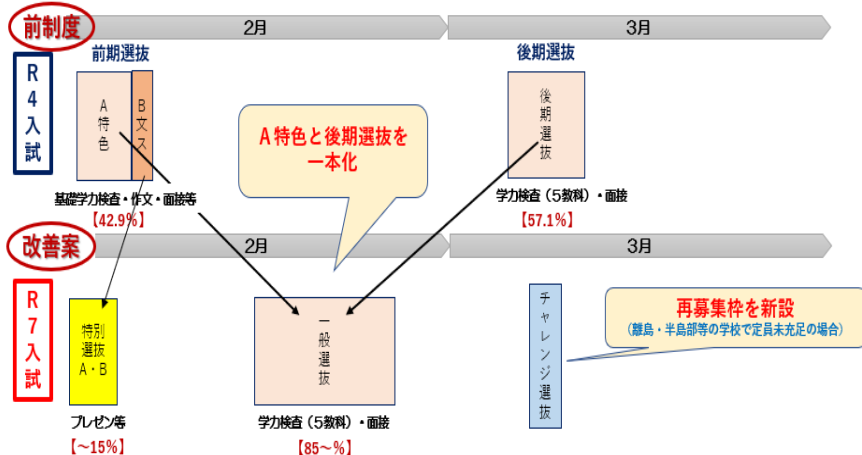
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4
中学校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1
計	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482
	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2

（出典）令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

多様な入学者選抜の例

【長崎県】

- 令和7年度入学者選抜から、「前期選抜」と「後期選抜」の2回の選抜から、「特別選抜」「一般選抜」「チャレンジ選抜」の3回の選抜に変更。
- 「特別選抜」は、多様な個性や特性をいかせるように、出願要件を満たす者が自己推薦の形で出願する。調査書、面接またはプレゼンテーションなどで選抜を行う。
- 「一般選抜」は、学力検査、調査書、面接を資料として、学校毎に比重を設定。学力検査に探究的な問題を2割程度出題したり、数学と英語で難易度の異なる問題を学校毎に選択できるようにする。また、選抜日程までの中学校の授業進度に配慮して、学習内容の一部を出題範囲から除いている。
- 「チャレンジ選抜」は、丁寧できめ細かな指導を行う学校において再募集枠として新設。調査書、面接などで評価を行う。（離島・半島部の高校で定員未充足の場合）



【広島県】

- 令和5年度入学者選抜から、中学校及び高等学校の授業時間数等を確保して、各学校の教育の充実を図るために、「選抜Ⅰ」「選抜Ⅱ」「選抜Ⅲ」の3回の選抜から「一次選抜」「二次選抜」の2回の選抜に変更し、選抜日程を短縮。
- また、調査書の項目を「学習の記録（評定）」に厳選した上で、県として15歳の生徒に身に付けてもらいたい力を明示し、受検生を多面的に評価するために、これまでがんばってきたことや高校で学びたいことなどを自分で選んだ言葉や方法で表現する「自己表現」を受検生全員に実施。
- 「一次選抜」では県内一律で実施する学力検査、調査書、自己表現に加え、学校独自検査（学力検査や面接など）の実施やそれらの配点比重を各学校の判断で決定できる「特色枠」を設置するなど、各高校のアドミッション・ポリシーなどを反映させた選抜を実施。

教育目標	「自主・自律」 一地域や国際社会で活躍する人材の育成一
育てたい生徒像	○知識を活用して困難な課題にも柔軟な態度で挑戦していく生徒 ○グローバルな視点を持ち、多様な人と協働して新しい価値を生み出せる生徒
入学者選入力	新設 114 科目を認める向き伝統を継承する中で、自分の個性を生かしつつ多様化する社会に 果敢にチャレンジする生徒を求めます。 (1) 主体的・協働的に学習に励み学力向上を目指す生徒 (2) 校内外の様々な活動に入学後も積極的に参加する生徒 (3) 英語学習に高い意欲があり、多様な文化や価値観を尊重する態度を持つ生徒
項目	内 容
入学定員	40 人
枠	① 特色枠 ② 一般枠
割合 (人数)	50% (20 人)
配点の比重	一般学力検査：調査書：自己表現：学校独自検査 = 4 : 3 : 2 : 3 (400 : 300 : 200 : 300)
一般学力検査	250 点 → 400 点に換算
配点	国語 50 社会 50 数学 50 理科 50 英語 50 計 250
調査書	300 点 → 300 点に換算
自己表現	30 点 → 200 点に換算
学校独自検査	30 点 → 200 点に換算
実施内容	英語による会話・質疑応答 (7 分)
配点	国語 25 社会 25 数学 25 理科 25 英語 25 計 125

項 目	内 容
入学定員	40
枠	① 特色枠
割合 (人数)	50% (20 人)
配点の比重	一般学力検査：調査書：自己表現：学校独自検査 = 4 : 3 : 2 : 3 (400 : 300 : 200 : 300)

一般学力検査	250 点 → 400 点に換算
実施内容	国語 50 社会 50 数学 50 理科 50 英語 50 計 250
配点	国語 50 社会 50 数学 50 理科 50 英語 50 計 250
調査書	300 点 → 300 点に換算
自己表現	30 点 → 200 点に換算
学校独自検査	30 点 → 200 点に換算
実施内容	英語による会話・質疑応答 (7 分)
配点	国語 25 社会 25 数学 25 理科 25 英語 25 計 125

第10回デジタル行財政改革会議（令和7年4月22日）

総理指示

教育については、公立高校入試で、一人の生徒が一つの公立高校にしか出願できないという単願制の問題点とその解消策について提起をいただきました。

平大臣、あべ大臣は、生徒の希望する進学につながるそのメリットや現場の課題を丁寧に考慮し、希望する自治体での事例創出の具体化を図ってください。

あべ文部科学大臣記者会見録（令和7年4月25日）

22日に開催されました「デジタル行財政改革会議」では、公立高校入試におきまして一人の生徒が一つの公立高校に出願をするいわゆる「単願制」、この課題とこの解消策の提案を踏まえまして石破総理より、平デジタル担当大臣とともに「生徒の希望する進学につながることのメリット、また現場の課題を丁寧に考慮し、希望する自治体での事例の創出の具体化を図」るよう御指示がございました。

公立高校の入学者選抜の実施方法等は、実施者であるところの各都道府県教育委員会等が決定するものでございますが、デジタル技術を活用した併願制につきましてもメリットが考えられる一方で、生徒の多様な個性と能力が十分に評価されるか、また学校の特色・魅力が損なわれないか、地域人材を育成する専門高校に影響がないかなどの課題も想定されるところでございます。

文部科学省としては、メリットや課題について整理をしつつ、高校教育の質向上につながりますよう、自治体・高校関係者の意見もよくお伺いして、また関係省庁とも十分に連携の上、丁寧に検討してまいります。

高等学校入学者選抜に関する法令・通知上の記載

学校教育法

第57条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

学校教育法施行規則

第90条 高等学校の入学は、第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。

3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

4～5 略

高等学校入学者選抜に関する法令・通知上の記載

高等学校入学者選抜について(平成5年文部事務次官通知)

Ⅰ 公立高等学校の入学者選抜の改善について

(1) 多様な選抜方法の実施について

ア 高等学校の入学者選抜は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

イ 高等学校入学者選抜の在り方は、各学校・学科・コースごとの特色に応じて多様であることが望ましいこと。さらに、同一の学校・学科等の中でも入学定員を区分して複数の尺度に基づく異なる選抜方法を実施することにも配慮すること。このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部分ごとに、学力検査の実施教科や教科ごとの配点を変えたり、調査書と学力検査の成績の比重の置き方を変えたり、調査書の中の重視する部分を変えたりすることなどが考えられること。

(2) 多段階の入学者選抜の実施について

ア 受験機会の複数化及び推薦入学の活用などにより、多段階にわたり入学者選抜が実施されるよう十分配慮すること。

イ～エ 略

(3) 入学者選抜の資料について

ア 合否の判定の際の調査書と学力検査の成績の比重の置き方については、生徒の選択の幅の拡大等のため、各学校・学科等、あるいは定員の一部分ごとに異なる方式で合否の判定を行うことについての工夫がなされるよう配慮すること。さらに、生徒の個性に応じ選抜方法を多様化させるという観点から、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部分ごとに、学力検査を実施しない選抜、調査書の比重を大幅に軽減する選抜や調査書を用いない選抜などを行うことも考えられること。

イ ただし、調査書を用いない選抜を実施する場合には、中学校教育に大きな影響を与えることから、例えばこの方式は例外的な方式であるとの位置付けのもとに定員の一部分についてのみ適用する方法などが考えられること。また、学力検査の成績を主たる資料としつつ、面接や小論文・実技検査などを組み合わせて行うことも考えられること。

(4) 学力検査の在り方について

ア 学力検査の問題作成については、中学校の教育課程の趣旨に即し、知識の量や程度を問う出題に偏ることなく、例えば論述式の解答を求める出題や思考力・分析力を問う出題を増やすなど、中学校の新しい教育課程で重視されるべき能力が適切に反映されるよう一層の工夫改善を図ること。

イ 学力検査の実施教科については、生徒の個性に応じた学校選択や各学校・学科等の特色に応じた選抜を可能とし、さらに、中学校における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、各学校・学科等ごとに工夫を行うことが望ましいこと。このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部分ごとに、実施教科数を増減したり、教科によって配点の比重を変えたり、学校ごとに学力検査問題を一部作成して付加したり、教育委員会が多くの問題を作成し各学校がそこから選択して出題したり、生徒が教科を選択したりすることなどが考えられること。

高等学校入学者選抜に関する法令・通知上の記載

高等学校入学者選抜について(平成5年文部事務次官通知)

(5) 調査書の在り方について

- ア 調査書については、高等学校入学者選抜の資料としての客観性・公平性を確保するよう留意しつつ、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくこと。
- イ 調査書の学習成績の記録の評定については、中学校学習指導要領及び中学校生徒指導要録の改訂の趣旨に即した改善の努力を進めること。また、中学校の新しい教育課程における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、調査書の記載に当たり適切な工夫を行うとともに、選択教科の学習の成果の活用について工夫するよう配慮すること。
- ウ 調査書の学習成績の記録の活用については、生徒の個性に応じた学校選択や各学校・学科等の特色に応じた選抜を可能とし、さらに、中学校における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、各学校・学科等ごとに工夫を行うことが望ましいこと。このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、合否判定の資料として用いる教科を減らしたり、教科によって評定の比重を変えたり、選択教科を重視して用いたりすることなどが考えられること。
- エ 生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所などを積極的に評価するため、調査書の学習成績の記録以外の記録を充実し、活用するよう十分配慮すること。その際、点数化が困難なスポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動などについても適切に評価されるようにしていくことが望ましいこと。
- オ 調査書の記載事項については、高等学校入学者選抜の資料として、真に必要な事項に精選すること。

(6)～(7) 略

2～3 略

4 中学校における進路指導の充実について

- (1) 生徒の進路の選択や学校の選択に関する指導は、偏差値に頼って行われるのではなく、学校のエデュケーション全体を通じて的確に把握した生徒の能力・適性、興味・関心や将来の進路希望等に基づき、また、進学しようとする高等学校や学科の特色や状況を生徒が十分理解した上でなされるべきであること。
- (2) 中学校においては、平素から一人一人の生徒が自らの進路を主体的に考え選択する能力や態度を育成し、それが進路決定に生かされることが重要であり、進路指導に当たっては、教師の適切な指導のもとに、このような生徒の主体的な選択を生かしていくことが必要であること。

(3)～(5) 略

5 留意すべき事項について

- (1) 高等学校入学者選抜については、各都道府県における国・公・私立を通じた改善が必要であり、そのため、国・公・私立の高等学校及び中学校の関係者が定期的に協議する場を設け、選抜日程、選抜方法や選抜に関する資料、出題内容の改善などについて、関係者は最善の努力をすること。なお、その際、必要に応じ中学校の入学者選抜に関して、小学校の関係者の参加も得て協議することも考慮すること。
- (2)～(4) 略
- (5) 高等学校入学者選抜の改善のために、高等学校入学者選抜の在り方について検討・協議する場を設けること、高等学校入学者選抜に関する情報を広く一般に提供すること、更に専門的な情報収集と調査研究を継続的に行うことなどに一層配慮すること。
- (6) 略

(3) 産業教育

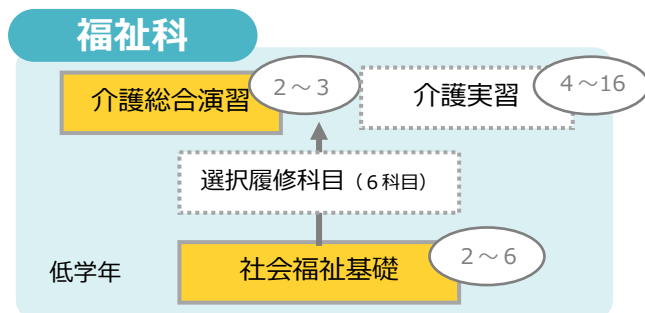
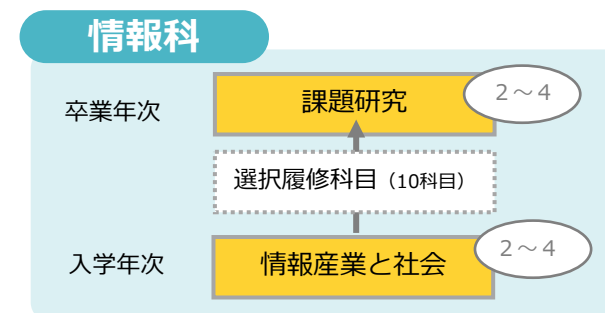
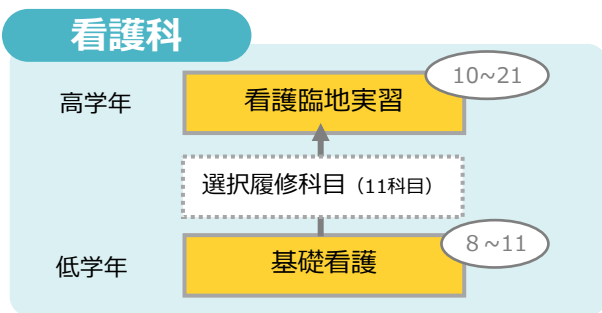
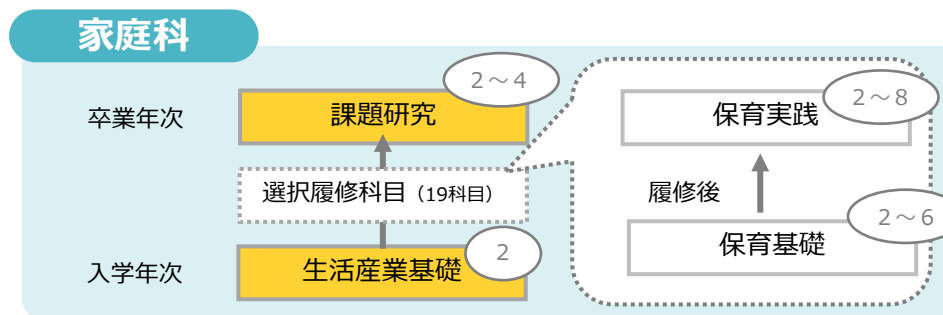
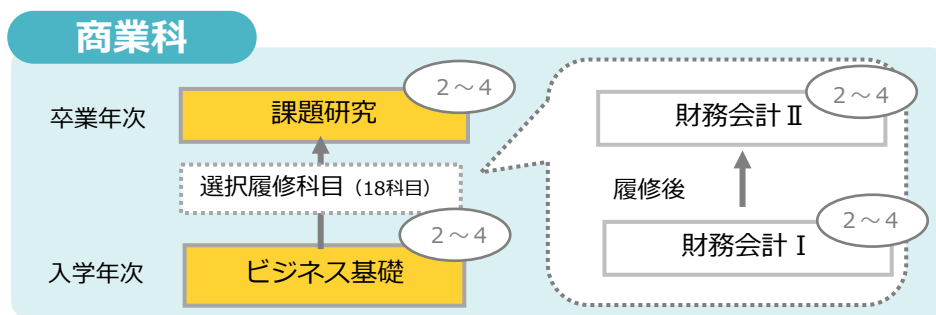
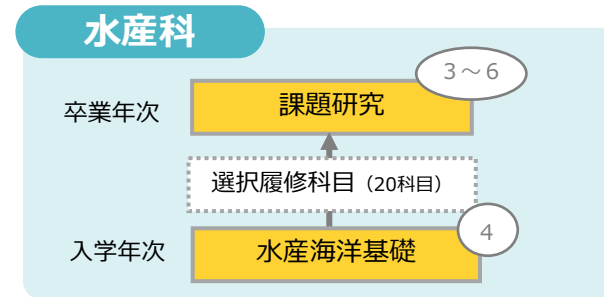
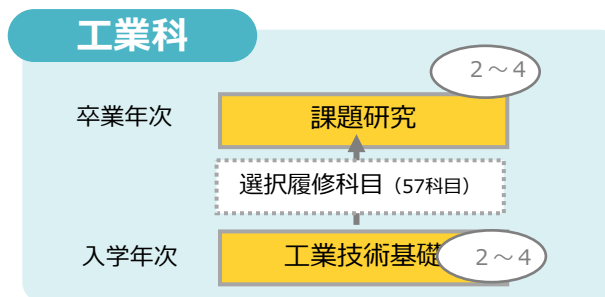
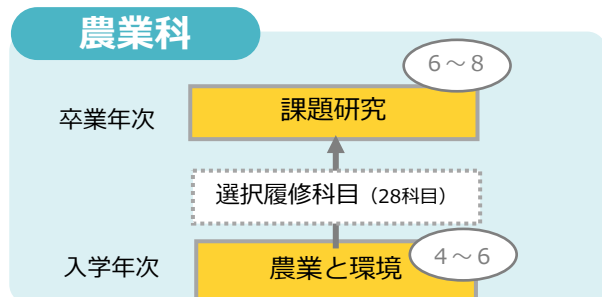
(論点整理 P84～89関係)

学習指導要領における職業に関する教科・科目（現行制度）

- 必修教科・科目の履修に加え、専門教科・科目について25単位以上を履修。
- 各教科は、概ね、入学年次に「基礎科目」の履修をした上で、各選択科目の履修を経て、卒業年次に「課題研究」を履修するという構造。これにより、地域の産業で即戦力となる実践的な職業教育の実現を目指している。

■ …原則履修科目

○ …学習指導要領において想定される単位数



※「入学年次」「卒業年次」については、学習指導要領解説上「履修が望ましい年次」となっている。

第1節 農業

第1款 目標

農業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、農業や農業関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 農業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

第2款 各科目

第1節 農業と環境

1 目標

農業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、農業の各分野で活用する基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 農業と環境について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 農業と環境に関する課題を発見し、農業や農業関連産業に携わる者として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 農業と環境について基礎的な知識と技術が農業の各分野で活用できるよう自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 「農業と環境」とプロジェクト学習
 - ア 農業学習の特質
 - イ プロジェクト学習の方法と進め方
- ～以下略～

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1)、(2) 略
- (3) 農業に関する各学科においては、原則として農業科に属する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。
- (4) 地域や産業界、農業関連機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

～以下略～

マイスター・ハイスクール事業 ～産学連携による産業人材育成のスキーム～



文部科学省

専門高校と産業界・企業が連携する仕組みをつくり、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成エコシステムを確立。



地域の産学連携体制の基盤づくり

産学連携コーディネート機能を果たす人材

が不可欠な要素

マイスター・ハイスクール事業における取組事例

● 滋賀県立彦根工業高等学校

～本格的に企業の一員として現場で働く～

テーマ：地域と連携した産業人材の育成

滋賀県教育委員会 × 彦根市 × 彦根商工会議所

✓ 地域企業から匠の技と先端技術を学ぶ

- ・ 学校設定科目「近江マイスター」を設定
- ・ 滋賀県立大学の講義、企業見学
- ・ 近江商人についての学習

✓ 企業等の一員として現場で働く

- ・ 学校設定科目「プログレス実習」を設定、各クラス10名程度が選択科目として各種実習に取り組む

➤ 企業版デュアルシステム

4月～12月まで、週1日、実際に彦根の地場産業の企業で社内プロジェクトチームのメンバーとして働く

➤ 大学版デュアルシステム

4月～12月まで、滋賀職業能力開発短期大学校で、3Dプリンタの製作を軸に研究活動を実施



● 山梨県立農林高等学校

～ワイン「17ans」の開発・販売～

テーマ：山梨ワイン発展のための協働と若手技術者の育成

山梨県教育委員会 × 甲斐市商工会 × 甲斐市

✓ 地元ワイナリー役員・現役醸造家であるマイスター・ハイスクールCEO、同じく地元ワイナリーより産業実務家教員を迎える

✓ CEOが事業全体をマネジメント・多数の山梨ワイン関係者と連携

✓ 産業実務家教員による業界水準の専門的授業を展開

✓ 醸造用ブドウの栽培管理、ワイン製造実習、流通・販売に関する学習→農業の6次産業化を肌で学ぶ

✓ 農林高校オリジナルワインを販売。甲斐市・甲斐市商工会と連携し、甲斐市ふるさと納税返礼品、オンライン販売へ

✓ 学校設定科目「ワイン学」をはじめとした、ワイン製造・販売等を専門的に学ぶ教育課程の検討・実施



ワイン製造実習



農林高校ワイン「17ans (ディセタン)」白・赤・ロゼ

特色ある専門高校の取組事例



● 三重県立相可高校食物調理科の例

～「まごの店」～

「地産地消・食育の視点をもった食産業の担い手を育てる」ことを目的として、平成14年に屋台の形式からはじめ、平成17年に本格的なレストランとしてオープン。（土、日、祝日の営業）

三重県の豊かな自然に育まれた豊富な食材を活用した料理はもちろん、企業との連携による商品開発にも取り組んでいる。

また、地域への還元として、料理教室やテーブルマナー教室、地域産品を活用したレシピづくりにも積極的に取り組んでいる。



● 北海道三笠高等学校食物調理科の例

～「まごころきっちゃん」～

生徒が、接客、コスト管理などを実践的に学ぶレストラン。和食を中心に「日頃の学習の成果」と「地域の旬の食材」を活かした料理を提供。（土、日、祝日の営業）

旧産炭地である三笠市が、地域創生の取組として「食をテーマとした産業の構築」をテーマに、拠点施設として調理実習研修施設（高校生レストラン）を整備。（整備に当たっては地方創生拠点整備交付金を活用。）



まごころ
きっちゃん





鳥取県立倉吉農業高等学校
(公立・農業科)

「鳥取・倉吉に農業分野の新たな価値を創造する」

取組

「そのうDXラボ」を拠点とした農業DXの推進



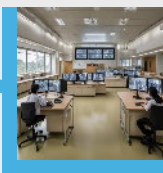
従来から実施してきたスマート農業の取組（ロボット田植え機による田植え、ドローンによる農薬散布など）に加え、複数の大型モニター、高性能PC、高性能カメラ、3Dプリンタなど、最先端の情報機器を整備した「そのうDXラボ」を設置し、スマート農業に関する取組を深化するとともに環境・建設分野におけるDX活用教育を推進する。



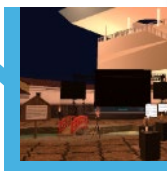
※画像は全てイメージ



地元の農家、企業、官公庁、大学との連携を密に行うとともに、鳥取県内のみならず全国の専門家とつながり、リモート制御やプログラミングの技術を身に付け、それらを活用し農業に関する課題を探究する。



校内の広大な敷地を一元管理し、そこから得られるデータ等を分析することを通して、高度な農業技術、効率的な経営を学習。将来的にはそのノウハウを各農家へ普及する。



倉吉市が取り組んでいるメタバース空間「バーチャル倉吉」と接続し、メタバース空間を利用した生産物の販売、農家・企業との情報交換をはじめとした連携を行う。

他機関との連携等による教育の充実



- ・ 校内にDX推進チームを組織し、学校全体で円滑かつ効果的に取組を推進する体制の構築。
- ・ 実践をもとに、2年生を対象とした学校設定科目「あぐりデジタル活用（仮）」の開設。
- ・ 鳥取短期大学・福山大学等と連携したプログラミングをはじめとした高度な実践指導や、教員対象のセミナー、講義の受講を継続的に実施。

育成する生徒像・取組による効果

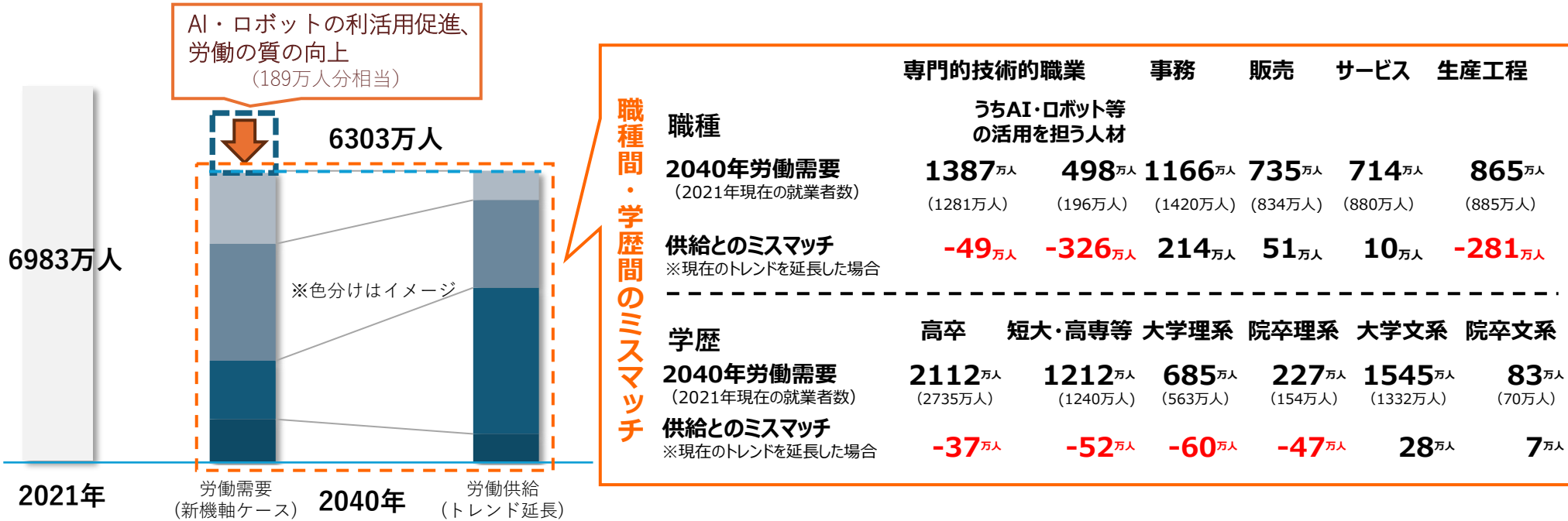


データサイエンス、ICTなどを活用し、地域の課題を解決しようとするデジタル人材の育成

情報Ⅱの内容も含む「あぐりデジタル活用（仮）」を開設し、全生徒が履修。（令和8年度～）

2040年の就業構造推計

- 本推計では、少子高齢化による人口減少に伴って労働供給は減少するものの、AI・ロボットの活用促進や、リスキング等による労働の質の向上により大きな不足は生じない（約200万人分の不足をカバー）。今後、シナリオ実現に向けた政策対応が必要。
- 一方、現在の人材供給のトレンドが続いた場合、職種間、学歴間によってミスマッチが発生するリスクがあり、戦略的な人材育成や円滑な労働移動の推進が必要となる。



(注) 試算方法：労働需要については、新機軸ケースの産業別就業者数を、足下データ（2020）の産業×職業×学歴比率で分解し、その上で①産業別の自動化影響による職種の変化、②職種ごとの学歴構成の変化を加味。労働供給については、2040年就業者数*を、産業別・職業別就業者数の足下の増減傾向が続くと仮定して産業×職業別比率を推計、分解（学歴については、最終学歴に大きな変化が生じないという仮定のもと、大学進学率の上昇を加味しつつ、年代に応じ、足下比率（2020）をスライド）。

*2023年度版労働力需給の推計（JILPT）の労働参加漸進シナリオを活用

(3) 特別支援教育

(論点整理 P90～95関係)

障害のある子供の学びの場と教育課程

小・中・高等学校

通常の学級

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に実施
- ※学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が小・中8.8%、高（通信制除く）2.2%（R4）

通級による指導

- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために実施する特別の指導

対象障害種

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視・難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

児童生徒数（R4）

約198,300人
（小：約164,700人、中：約31,600人、高：約2,100人）

教育課程

- 特別の教育課程を編成
- ✓ 各教科等は通常の学級で授業を受けつつ、障害に応じた特別な指導として、自立活動の内容を参考とした指導を実施。学校の教育課程に加え、又は一部に替えることが可能
- ✓ 年間35単位時間（学習障害・注意欠陥多動性障害は10単位時間）から280単位時間までを標準

特別支援学級（小・中）

- 小・中に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級

対象障害種

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視・難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

児童生徒数（R6）

約394,800人
（小：約281,200人、中：約113,600人）

教育課程

- 特別の教育課程を編成
- ✓ 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を実施
- ✓ 障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標・内容を下学年の目標・内容に替えたり、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う各教科に替えるなど、実態に応じた教育課程を編成

特別支援学校

- 障害のある児童生徒に対して幼・小・中・高に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校

対象障害種

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

幼児児童生徒数（R6）

約155,100人
（幼稚部：約1,100人、小学部：約53,100人
中学部：約34,300人、高等部：約66,700人）

教育課程

- 特別支援学校学習指導要領等に基づき幼・小・中・高に準じた教育課程を編成
- ✓ 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動を実施
- ✓ 障害の状態により特に必要な場合や重複障害の児童生徒は弾力的な教育課程の編成が可能
- ✓ 知的障害者である児童生徒は、知的障害の特性等を踏まえた各教科等による教育課程を編成

障害のある子供一人一人について、関係機関との連携を図り長期的な視点で教育的支援を行うための「**個別の教育支援計画**」と一人一人の教育的ニーズに応じた目標、内容、方法等を明確にする「**個別の指導計画**」の作成・活用が必要（通常の学級については努力義務）

いずれの学びの場であっても、本人・保護者から何らかの配慮が求められた場合には、**過重な負担がない範囲で、合理的配慮を提供**

学校における障害者差別解消法を踏まえた対応について

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年に制定。

障害者差別解消法で求められていること

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）に対して、**不当な差別的取扱いの禁止**、実施に伴う負担が過重でない範囲の**合理的配慮の提供**が課されており、教育現場において対応が求められている。

不当な差別的取扱いの禁止とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止。
（第7条第1項、第8条第1項）

合理的配慮の提供とは

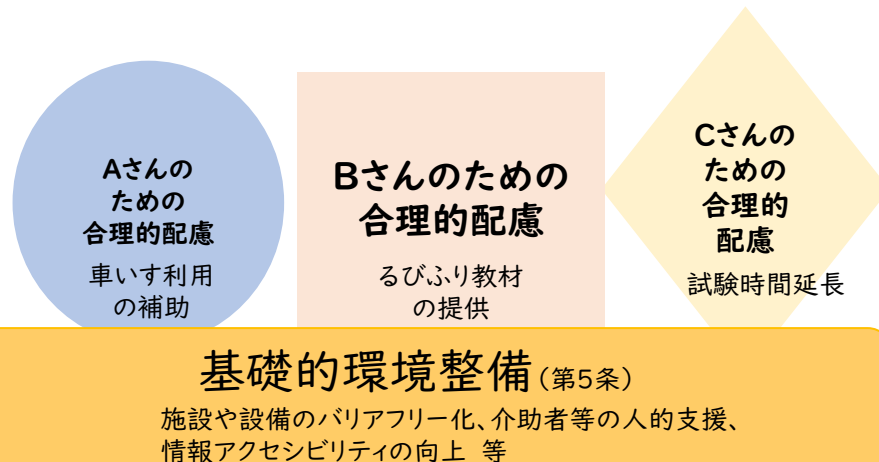
障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。
（第7条第2項、第8条第2項）

※過重な負担については、個別の事案ごとに、**実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、財政・財務状況**といった要素を考慮して、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要。

- 合理的配慮は、**障害の特性や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである**。そのため、障害のある児童生徒やその保護者と学校・設置者等の**双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応**がなされることが必要。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」との関係

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）には、**個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（基礎的環境整備）**が努力義務として課されている。
- 合理的配慮の内容は、**基礎的環境整備の状況や技術の進展、社会情勢の変化等によって変わり得るものである**、**基礎的環境整備と合理的配慮の提供を両輪として進める**ことが必要。



文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）

障害者差別解消法第11条第1項の規定に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、**文部科学省が所管する分野における行政機関や事業者が適切に対応したり参考にしたるために必要な事項**を定めたもの。

現行の学習指導要領における障害のある児童生徒への指導の工夫や配慮と合理的配慮の提供について（イメージ）

学習指導要領

小学校学習指導要領

第1章 総則 第4 児童の発達の支援

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

第2章 国語 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

※中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述。また国語以外の各教科等においても同様の記述。

<学習指導要領解説における例示（小学校 国語編）>

「各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要。」

・文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

障害者差別解消法（平成25年法律第65号）

- 行政機関等と事業者は、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを義務付け。
- 不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行う、環境の整備を努力義務とする。

差別の解消の推進に関する対応指針（文部科学省告示）

- ・合理的配慮の内容は、環境の整備に応じて変わり得る。
- ・環境の整備と合理的配慮を、両輪として進めることが重要。
- ・合理的配慮は、多様かつ個別性の高いものであり、双方の建設的対話による相互理解を通じて、柔軟に対応されることが必要。

<対応指針における例示>

- ・見えにくさのある児童生徒に、拡大資料やテキストデータを事前に渡す
- ・聞こえにくさのある児童生徒に、外国語のヒアリングに代えて文字による代替問題を用意する
- ・肢体不自由のある児童生徒に、体育の授業の際に、ボールの大きさや走る距離を変更したり、スポーツ用車椅子の使用を許可する
- ・読み・書き等に困難のある児童生徒に、授業や試験においてICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問で行う など

教育課程の編成・実施
における合理的配慮
について整理する必要

個別の
合理的配慮

本人・保護者
との合意形成
を踏まえた

情報提供
方法の変更

課題
の量の変
更

学習時間
の変更

試験の
受験方法
の変更

指導内容
の変更

など

基礎となる
環境整備

教職員や周囲の
児童生徒の理解

自分に合った学び方を
選択できる環境

誰もが参加しやすい
授業の工夫

デジタル学習基盤の活用

など

特別支援教育におけるデジタル学習基盤を活用した学びの姿（イメージ）

2つの視点を組み合わせて活用することにより、障害のある子供たちの学びの更なる充実を実現

視点1：個別最適な学びと協働的な学びの実現

個別最適な学び

指導の個別化

必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫等による学習内容の確実な定着を図る
ex.) 一人一人に合った教材の提供

学習の個性化

一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供により学習を深め、広げる
ex.) 子供の関心・特性に応じた多様な学び

協働的な学び

多様な他者との協働により、異なる考え方が組み合わさりよりよい学びを生み出す
ex.) 好きなタイミングでの他者参照や共同編集

【デジタル学習基盤による情報活用の飛躍的充実】

情報活用の場面

収集 判断 表現 処理
創造 発信 伝達

組み合わせ

充実の具体的な姿

すぐに # いつでも # どこでも
1人1人に応じて # 大量に # 誰とでも
何度でも

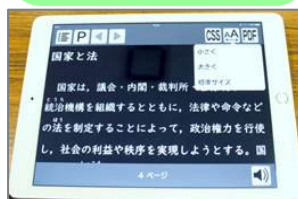
視点2：障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服に向けた活用

各教科等及び自立活動において、個々の障害の状態や特性等に応じて有効に活用し、指導の効果を高める

(活用例)

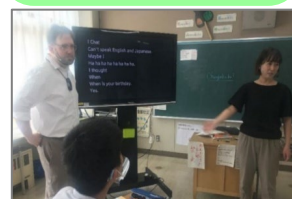
【視覚障害】

見え方に応じた表示



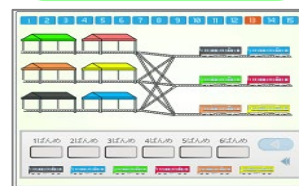
【聴覚障害】

音声を文字に変換



【知的障害】

抽象的な事柄を視覚的に理解



【肢体不自由】

身体の状態に応じた入出力機器



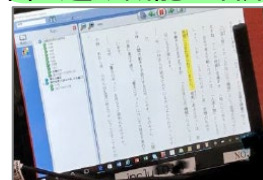
【病弱】

遠隔ロボットの活用



【発達障害】

読上げ機能や書き込み機能の活用



など

組み合わせ

デジタル学習基盤の整備

多様な形式による
情報提供

一人一人に合った
教材の提供

合理的配慮の基礎となる環境整備

通信ネットワークを
活用した学習参加

自分に合った
入力・出力方法の活用

令和6年11月13日 中央教育審議会
デジタル学習基盤特別委員会資料 より

◆ 特別支援教育とは、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

視覚障害・弱視

視機能（視力、視野、色覚など）が永続的に低下することより、学習や生活に困難がある状態

聴覚障害・難聴

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態

知的障害

同年齢の子供と比べ、認知や言語などにかかわる知的機能の発達に遅れがあり、他人との意思の交換等についての適応能力も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態

肢体不自由

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態

病弱・身体虚弱

心身が病気のため弱っている状態や、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態

言語障害

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況。また、そのため本人が引け目を感じるなど、社会生活上不都合な状態

情緒障害

周囲の環境から受けるストレスにより、場面によって話ができないなど、自分の意思ではコントロールできない心身の状態が継続し、学習や生活に困難がある状態

自閉症

①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわるという特徴があり、これらにより、学習上及び生活上、様々な困難に直面している状態

学習障害（LD）

全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難に直面している状態

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、多動性又は衝動性により、生活上、様々な困難に直面している状態

義務教育段階において特別支援教育を受けている児童生徒の状況(H16 →R6)

- 義務教育段階で特別支援教育を受ける児童生徒は増加しており、この20年間で約3.8倍。全児童生徒に占める割合は7.3%となっている。

義務教育段階の全児童生徒数

特別支援教育を受ける児童生徒数

(平成16年度) (平成26年度) (令和6年度)

1,092万人 ⇨ 1,019万人 ⇨ 927万人

17.9万人 ⇨ 34.0万人 ⇨ 68.0万人
1.6% ⇨ 3.3% ⇨ 7.3%

20年間で
約3.8倍

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

5.3万人 ⇨ 6.9万人 ⇨ 8.7万人
0.5% ⇨ 0.7% ⇨ 0.9%

20年間で
約1.6倍

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

9.1万人 ⇨ 18.7万人 ⇨ 39.5万人
0.8% ⇨ 1.8% ⇨ 4.3%

20年間で
約4.3倍

通常の学級（通級による指導）

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

3.6万人 ⇨ 8.4万人 ⇨ 19.6万人
0.3% ⇨ 0.8% ⇨ 2.1%
(注)

20年間で
約5.4倍

(注) 令和6年度における通級による指導を受ける児童生徒数(19.6万人)は、最新の調査結果である令和4年度通年(国公立)の値を用いている。
なお、平成15年度及び26年度の通級による指導を受けている児童生徒数は、5月1日時点(公立のみ)の値。

インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の考え方について

障害者の権利に関する条約(第24条)

- 「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、
- 障害のある者が「general education system」(教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域社会において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている

障害者基本法(第16条)

- 国及び地方公共団体は、障害者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、必要な施策を講じること
 - 国及び地方公共団体は、障害のある児童生徒とその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと
- 等が規定されている

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(平成24年 初等中等教育分科会報告)

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要。その構築のため、特別支援教育を着実に進めていくことが必要。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年)

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるもの。
- 障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

障害のある児童生徒の就学先決定の仕組み・手続きの流れ

時期

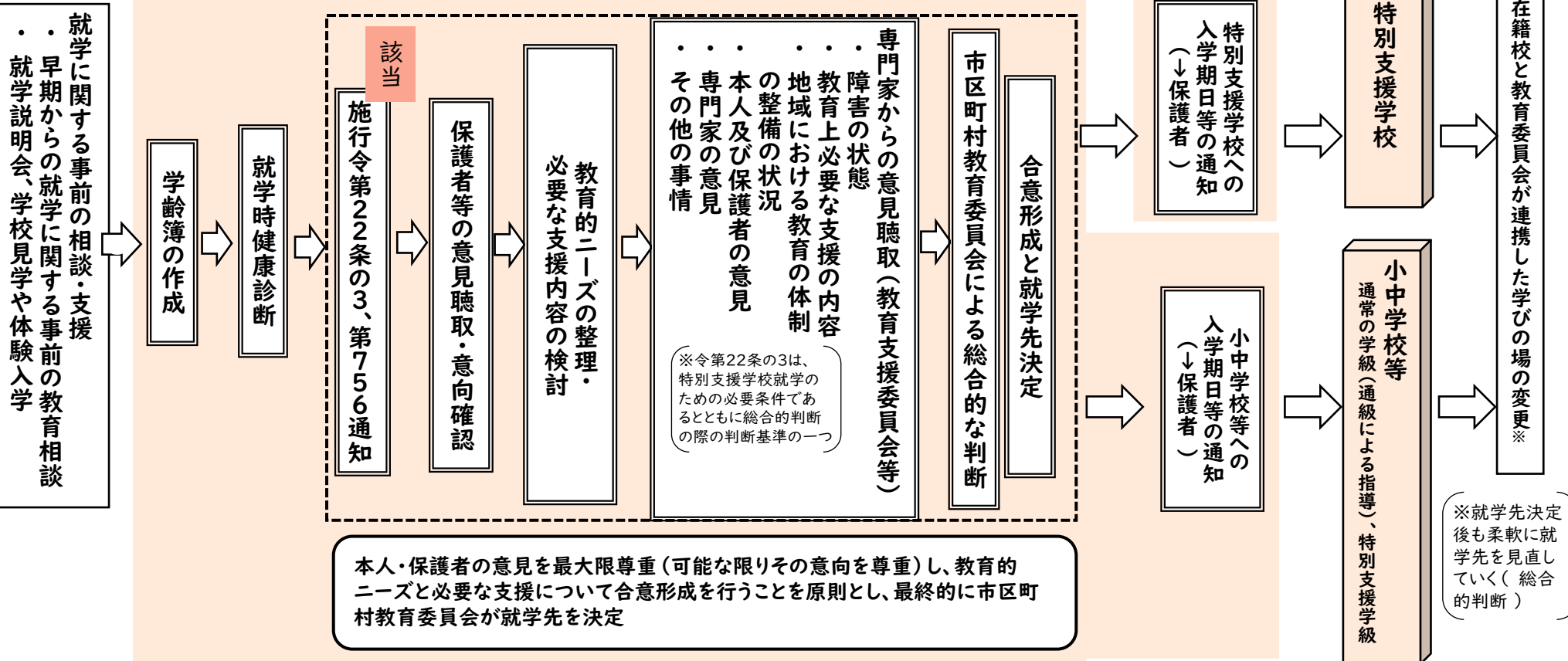
10/31 まで 11/30 まで

1/31 まで

4/1

市区町村教委

都道府県教委



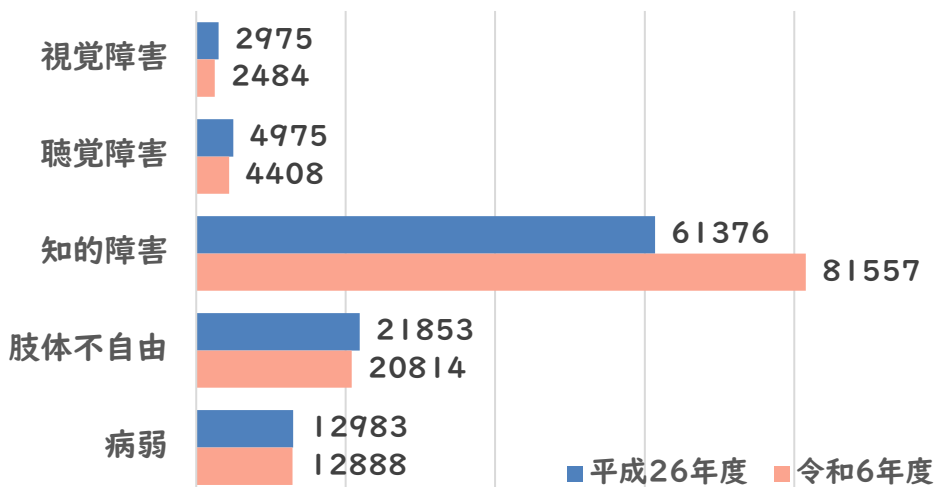
情報の引継ぎ／個別の教育支援計画の作成・活用

※特別支援学校に就学相当の障害の程度と判断された者のうち、**小学校に就学先が決定**となった者の割合は**34.2%**（令和4年5月1日）

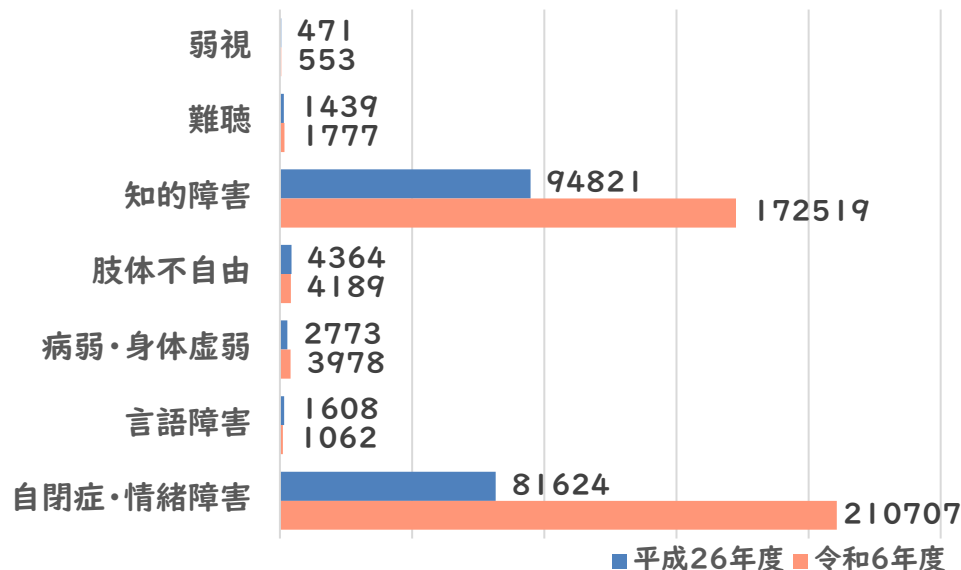
義務教育段階で特別支援教育を受ける児童生徒の推移（学びの場・障害種別）

- 特別支援学校では知的障害の児童生徒、特別支援学級では知的障害や自閉症・情緒障害の児童生徒、通級による指導では言語障害、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害の児童生徒が大きく増加している。

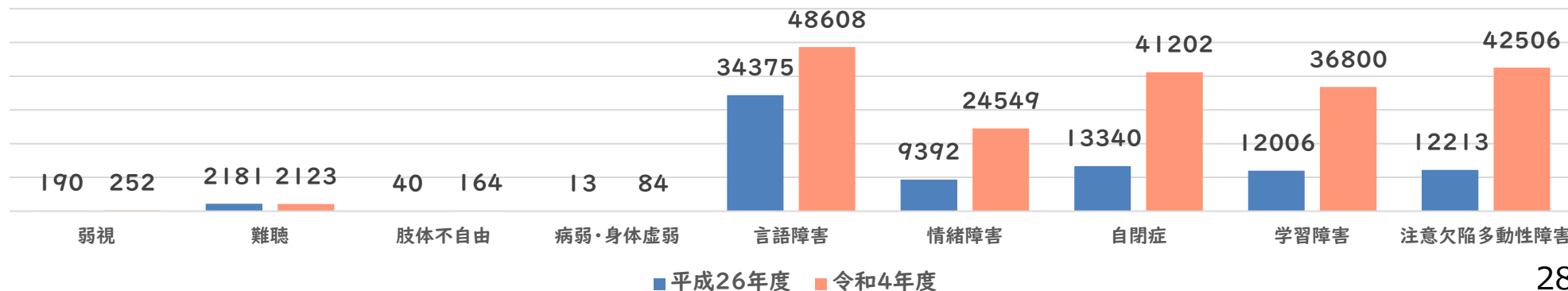
特別支援学校



特別支援学級

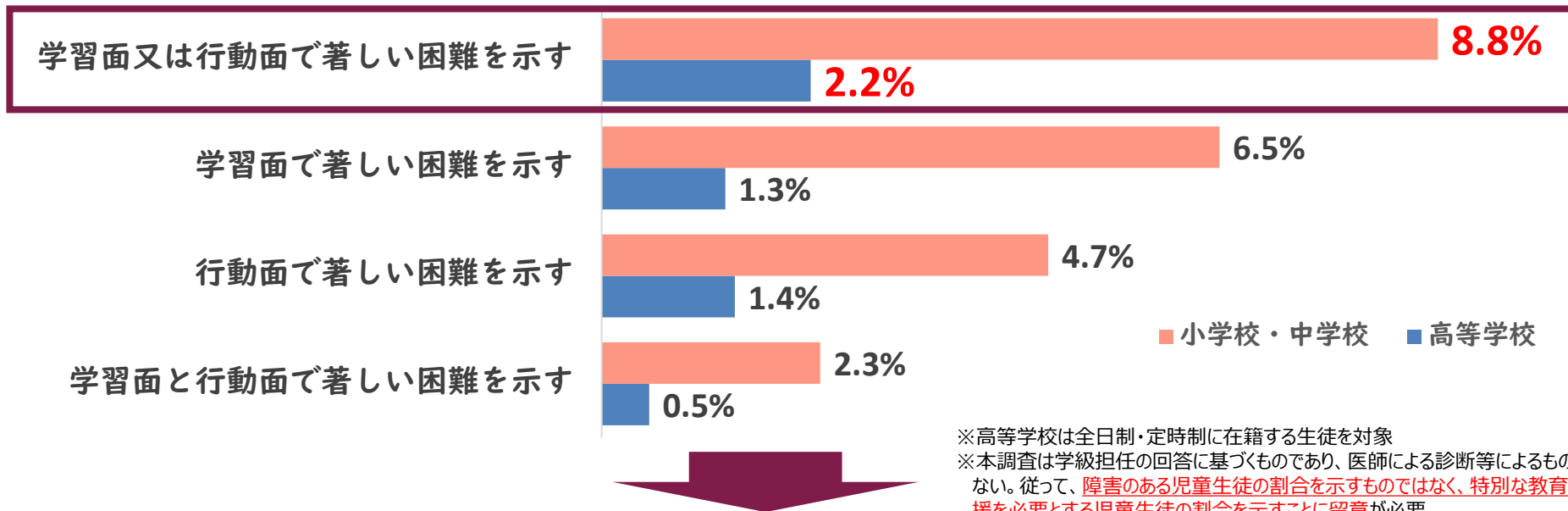


通級による指導



通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況（令和4年度）

学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%（推定値）



「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の支援の状況（推定値）

1. 現在、通級による指導を受けている児童生徒の割合



2. 校内委員会において、特別な教育的支援を必要と判断されている児童生徒の割合



「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の支援の状況

3. 「個別の教育支援計画」が作成されている児童生徒の割合



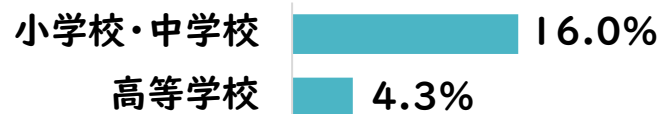
4. 「個別の指導計画」が作成されている児童生徒の割合



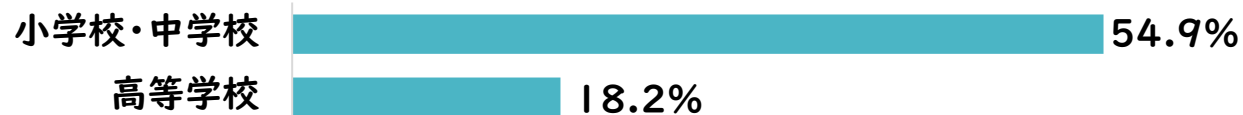
5. 授業時間以外の個別の配慮・支援（補習授業の実施、宿題の工夫等）を受けている児童生徒の割合



6. 授業時間内に教室以外で個別の配慮・支援（通級による指導を除く個別指導等）を受けている児童生徒の割合



7. 授業時間内に教室内で個別の配慮・支援（座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等）を受けている児童生徒の割合

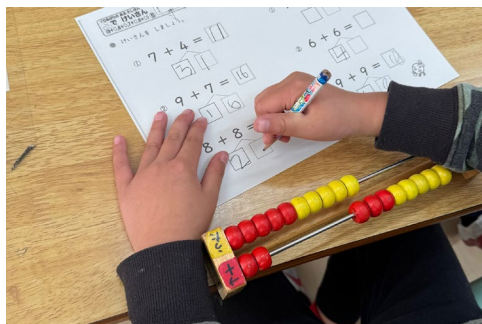


8. 専門家（特別支援学校、巡回指導員、福祉・保健等の関係機関、医師、スクールカウンセラー（SC）、作業療法士（OT）など）に学校として定期的に意見を聞いている児童生徒の割合



通級による指導を生かした通常の学級における支援の充実例

通級による指導において、子供の困難さに対する手立てを提案して取り組み、通級による指導の担当教員と学級担任の連携によって、**通級による指導で取り組んだ手立てを通常の学級での学習に生かしていく校内体制を構築。**



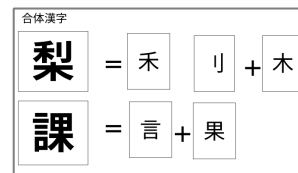
数の概念理解が苦手

↓
20玉そろばんを活用し、数を正確に捉え、たし算・ひき算の概念を理解する



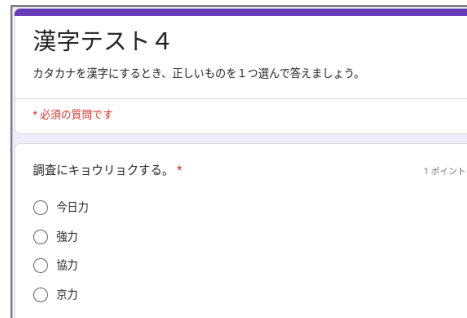
文章のどこを読めばいいか把握が難しい

↓
リーディングルーラーで読む部分を限定する



漢字を形として捉える傾向があり、新出漢字を覚えることが難しい

↓
新出漢字を部首やつくりに分けて考えるように支援し、書き取りだけではなく選択問題も導入



(事例提供：高知県香美市)

通級による指導の仕組み

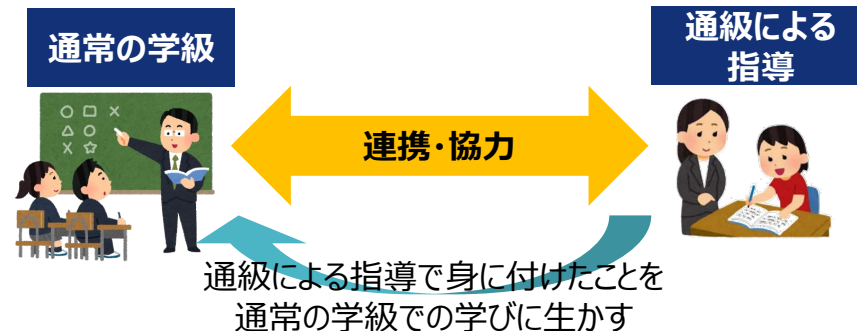
通常の学級に在籍し、大部分の授業を通常の学級で受けながら一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施

【通級による指導に係る教職員定数の改善】

公立小・中学校における基礎定数化
(H29年度からの10年間で児童生徒13人に教員1人)

【通級による指導を受ける児童生徒数】

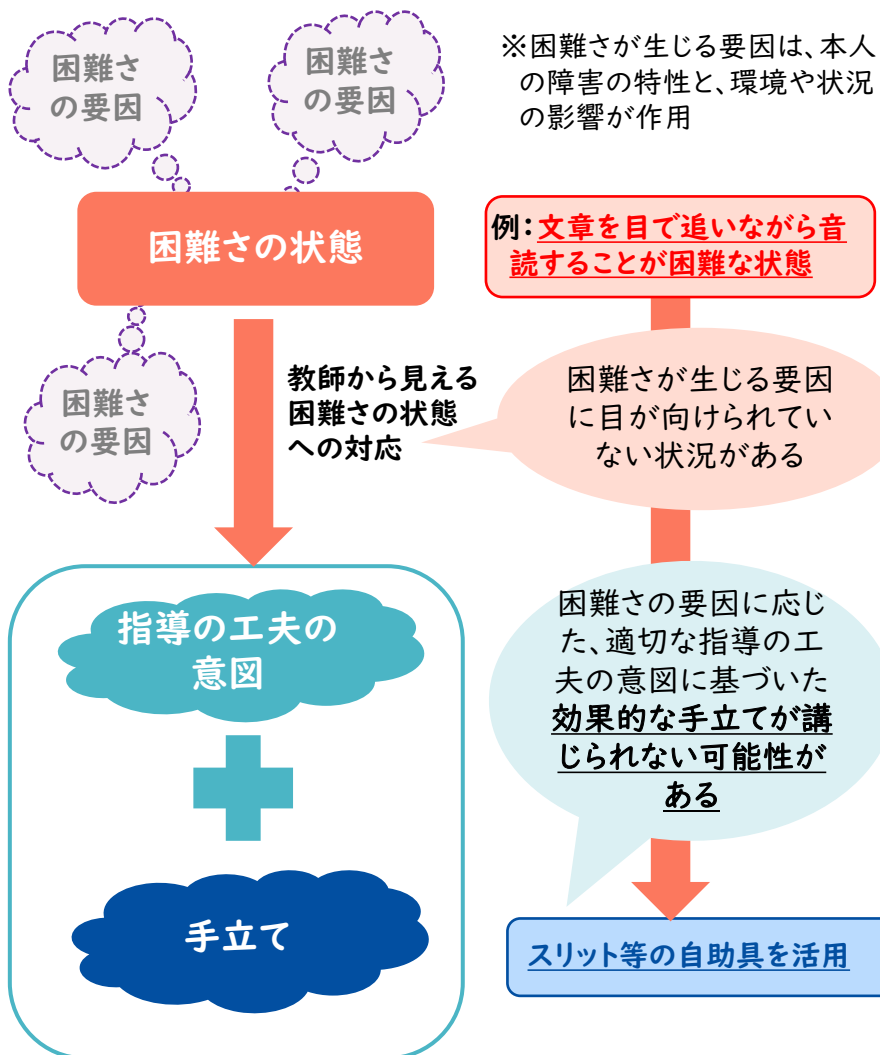
令和4年度実績 約19万8千人 (小・中・高合計)



学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫に関する改善イメージ

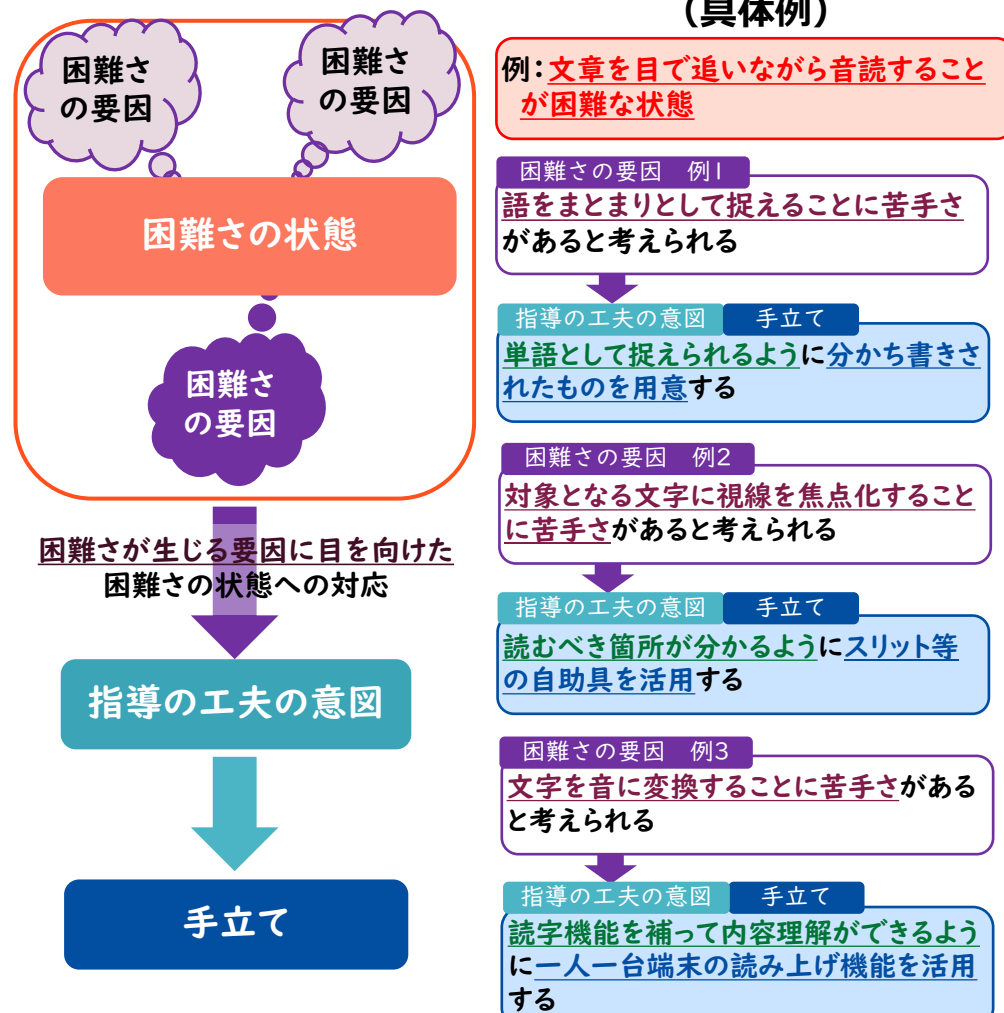
現行の課題

各教科等の学習の過程において考えられる【**困難さの状態**】に対して、【**指導の工夫の意図**】+【**手立て**】を設定



改善イメージ

各教科等の学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対して、【**困難さが生じる要因**】に目を向けた上で、【**指導の工夫の意図**】を設定し、それに基づく【**手立て**】を実施（具体例）



1人1台端末の活用状況（特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援）

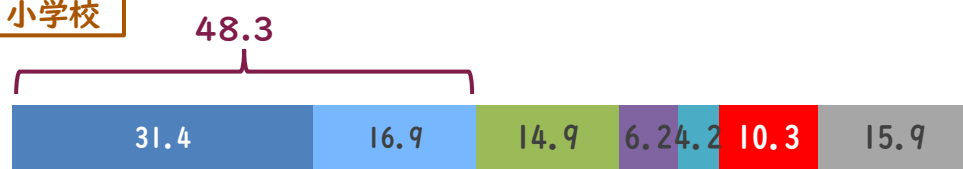
【令和6年度：公立小学校・中学校】

- 特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援において、ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は、小学校48%（該当する児童がいる小学校数を分母に取った場合は58%）、中学校48%（該当する生徒がいる中学校数を分母に取った場合は56%）となっており、「活用していない」と回答した学校も一部に見られるなど、**特別な支援を要する児童生徒に対するICT機器の活用が進んでいない学校**も見られる

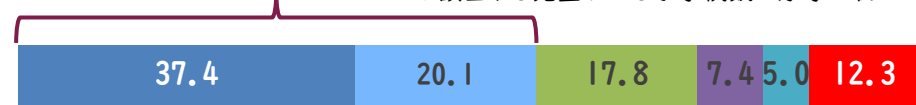
児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器について、どの程度活用していますか（特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援）

（参考）調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか。

小学校

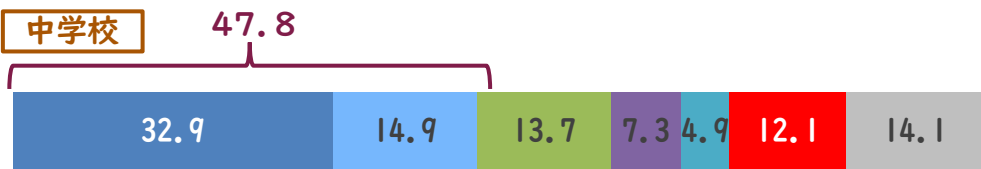


※該当する児童がいる小学校数を分母に取った場合

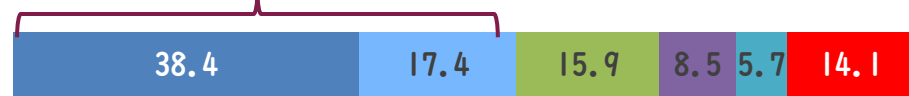


■ ほぼ毎日 ■ 週3回以上 ■ 週1回以上 ■ 月1回以上 ■ 月1回未満 ■ 活用していない ■ 該当する児童がいない

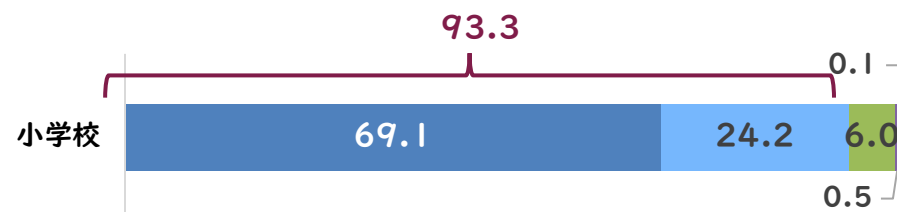
中学校



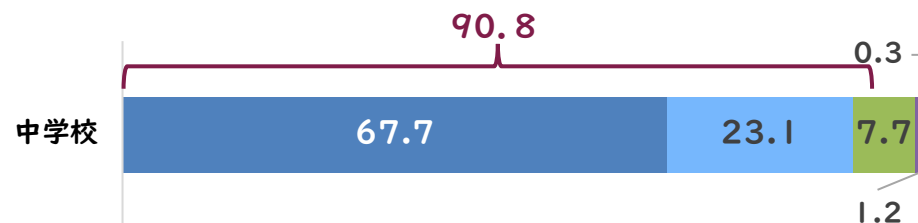
※該当する生徒がいる中学校数を分母に取った場合



■ ほぼ毎日 ■ 週3回以上 ■ 週1回以上 ■ 月1回以上 ■ 月1回未満 ■ 活用していない ■ 該当する児童がいない



■ ほぼ毎日 ■ 週3回以上 ■ 週1回以上 ■ 月1回以上 ■ 月1回未満



■ ほぼ毎日 ■ 週3回以上 ■ 週1回以上 ■ 月1回以上 ■ 月1回未満

※令和6年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙の結果より

1人1台端末に装備されたアクセシビリティ機能の活用状況

【令和6年度：国公立 特別支援学校（小・中・高）・特別支援学級（小・中）】

- 障害の状態等に応じた支援を行うため、1人1台端末に標準的に装備されているアクセシビリティ機能を「よく活用している」「どちらかといえば、活用している」と回答した学校は、特別支援学校（小・中・高）及び特別支援学級（小）はいずれも約45%前後だが、特別支援学級（中）は30.2%。
- 「あまり活用していない」「全く活用していない」と回答した学校は、特別支援学校（小・中・高）では、当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ30%強、その他の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ40%前後、特別支援学級（小・中）はそれぞれ30%前後。
- 「活用が必要な児童生徒がいない」と回答した学校について、特別支援学校（小・中・高）では、当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ20%強、その他の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ10%強だが、特別支援学級（小・中）はそれぞれ29.4%と38.8%。

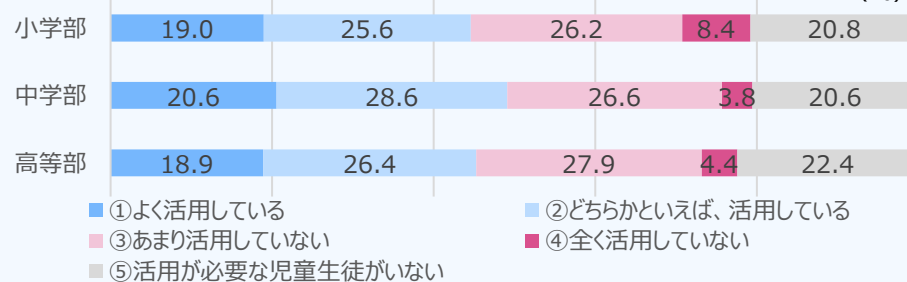
【設問】特別支援学校／特別支援学級に在籍する第6学年児童（小）・第3学年生徒（中・高）に対して、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた支援を行うため、児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどの端末に標準的に装備されているアクセシビリティ機能※を、どの程度活用していますか。

※アクセシビリティ機能：文字や画像の表示方法の変更、読み上げ機能、音声による入力など。

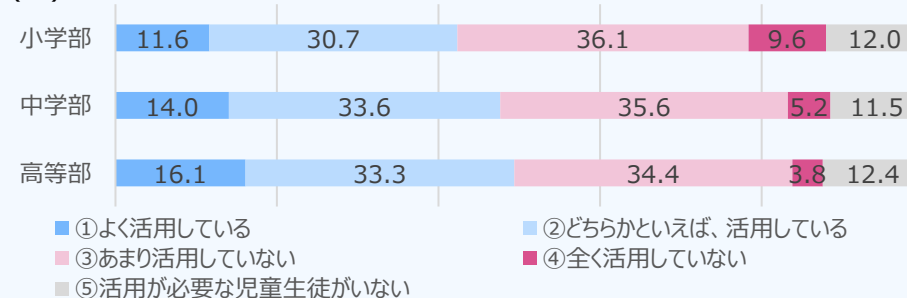
※特別支援学校高等部については、「生徒一人一人が使用するPC・タブレットなどのICT機器」について質問したもの。

特別支援学校（小・中・高）

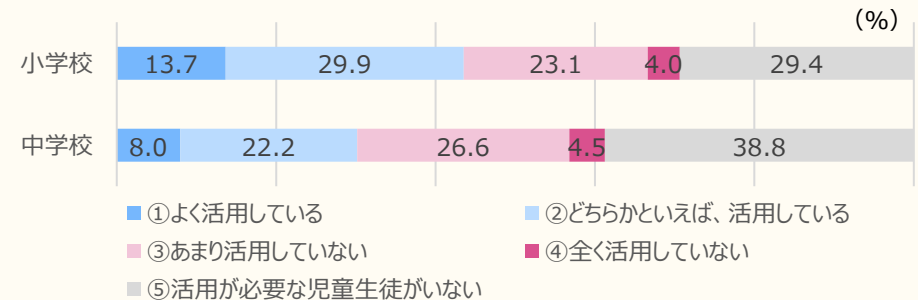
(i) 当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒に対して (%)



(ii) (i) 以外の教育課程の児童生徒に対して (%)



特別支援学級（小・中）



※ 特別支援学校／特別支援学級に在籍する第6学年児童（小）、第3学年生徒（中、高）の状況について、当てはまる項目を学校（学部）として一つ選択することとし、**必要に応じて関係する教職員に状況を確認し、校長の責任で回答いただいたもの。**

出典：令和6年度特別支援学校・特別支援学級における教育課程の編成・実施に関する調査

入出力支援装置の活用状況

【令和6年度：国公立 特別支援学校（小・中・高）・特別支援学級（小・中）】

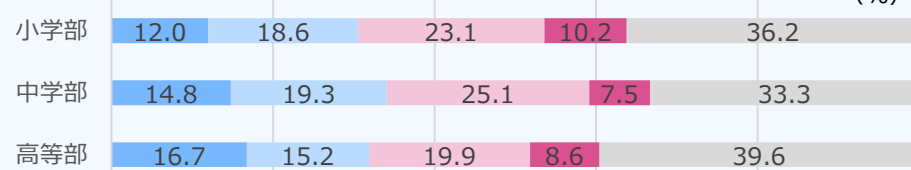
- 障害の状態等に応じた支援を行うため、入出力支援装置を「よく活用している」「どちらかといえば、活用している」と回答した学校は、特別支援学校（小・中・高）ではそれぞれ約30%～40%程度だが、特別支援学級（小・中）はそれぞれ約15%～20%程度。
- 「あまり活用していない」「全く活用していない」と回答した学校は、特別支援学校（小・中・高）では、当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ30%前後、その他の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ35%前後、特別支援学級（小・中）はそれぞれ約26%。
- 「活用が必要な児童生徒がいない」と回答した学校について、特別支援学校（小・中・高）では、当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ30%台、その他の教育課程の児童生徒についてはそれぞれ20%台だが、特別支援学級（小・中）はそれぞれ50%台。

【設問】 特別支援学校／特別支援学級に在籍する第6学年児童（小）・第3学年生徒（中・高）に対して、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた支援を行うため、ICT機器の利用に当たり、入出力支援装置※をどの程度活用していますか。

※入出力支援装置： 障害により情報機器端末の入出力自体に困難を抱えた児童のための支援装置（例：音声読み上げソフト、点字ディスプレイ、音声文字変換システム、視線入力装置、ボタンマウス、プレススイッチ等）。 出典：令和6年度特別支援学校・特別支援学級における教育課程の編成・実施に関する調査

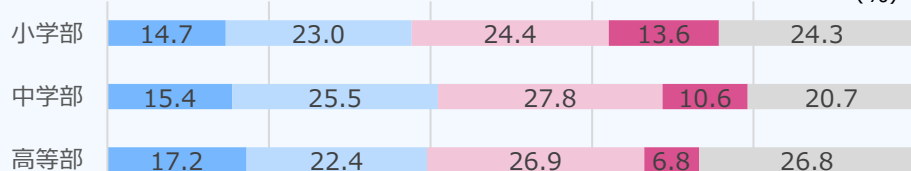
特別支援学校（小・中・高）

(i) 当該学年の目標・内容中心の教育課程の児童生徒に対して (%)



- ①よく活用している
- ②どちらかといえば、活用している
- ③あまり活用していない
- ④全く活用していない
- ⑤活用が必要な児童生徒がいない

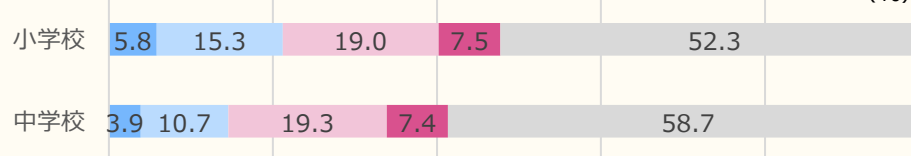
(ii) (i) 以外の教育課程の児童生徒に対して (%)



- ①よく活用している
- ②どちらかといえば、活用している
- ③あまり活用していない
- ④全く活用していない
- ⑤活用が必要な児童生徒がいない

特別支援学級（小・中）

(%)



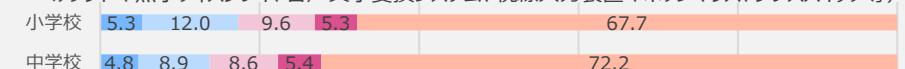
- ①よく活用している
- ②どちらかといえば、活用している
- ③あまり活用していない
- ④全く活用していない
- ⑤活用が必要な児童生徒がいない

※ 特別支援学校／特別支援学級に在籍する第6学年児童（小）、第3学年生徒（中・高）の状況について、当ではまる項目を学校（学部）として一つ選択することとし、必要に応じて関係する教職員に状況を確認し、校長の責任で回答いただいたもの。

＜参考＞ 令和6年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査

◆障害のある児童生徒が一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を活用する際、入出力支援装置（※）等を活用し、障害種・障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた支援をどの程度行いましたか。

※障害により情報機器端末の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための支援装置（例：音声読み上げソフト、点字ディスプレイ、音声文字変換システム、視線入力装置、ボタンマウス、プレススイッチ等）



- ①よく行った
- ②どちらかといえば、行った
- ③あまり行わなかった
- ④全く行わなかった
- ⑤該当する児童生徒がいなかった

障害のある児童生徒のための入出力支援装置の更新

令和5年度補正予算額

11億円



入出力支援装置購入事業

障害のある児童生徒が1人1台端末（パソコンやタブレット）等を効果的に活用するために必要な入力や出力を支援する装置（入出力支援装置）の更新に係る費用を補助するもの

※入出力支援装置は、障害の程度及び心身の発達の段階等に応じて活用することにより、文字の入力や文を読むことへの困難さを軽減したり、自分の意思を分かりやすく伝えられたりするなど、学習の効果を高める上で重要なものです。各自治体や学校においては、積極的な活用をお願いします。

補助内容

【補助対象】 公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の児童生徒のうち、入出力支援装置が必要な児童生徒

【補助割合】 **10分の10** ※但し、個別の入出力支援装置の下限額を1万円とする

更新に係る費用

- ・現在使用している装置が故障した場合の購入費用
- ・新たに入学した児童生徒が使用する入出力支援装置の購入費用
- ・障害の程度等の変化により新たに入出力支援装置が必要となった場合の購入費用
- ・現在使用している装置とは別のより効果的な入出力支援装置が必要となった場合の購入費用 等

支援装置の代表例

聴覚障害



音声文字変換システム

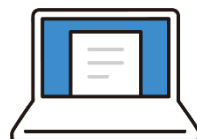
視覚障害



点字ディスプレイ



点字プリンタ



肢体不自由

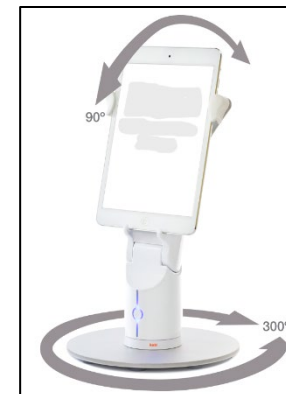


視線入力装置



ボタンマウス

病弱



遠隔ロボット

採用後10年までに特別支援教育を2年以上経験したことのある教員について

- 文部科学省においては、特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けて、全ての新規採用教員が10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなる状態を目指し人事上の措置を講ずるよう、教育委員会等に対して求めている。
- 小学校、中学校、高等学校において、採用後10年までの教員のうち、通級による指導、特別支援学級の学級担任、特別支援学級の教科担任、特別支援学校、特別支援教育コーディネーターのいずれかの特別支援教育に関する経験をいずれも有しない教員は、小学校で85.5%、中学校で63.6%、高等学校で92.9%(令和5年度)。

【表】採用後10年までの正規雇用の教員のうち、特別支援教育に関する経験が2年以上ある教員 ※複数回答

	小学校 (n=128,856)	中学校 (n=78,553)	高等学校 (n=62,226)	合計 (n=269,635)
いずれも経験なし	85.5% 110,208	63.6% 49,940	92.9% 57,783	80.8% 217,931
特別支援教育に関する 以下いずれかの経験あり(※)	14.5%	36.4%	7.1%	19.2%
特別支援学校の教職経験	1.4% 1,741	2.0% 1,589	2.2% 1,362	1.7% 4,692
特別支援学級の学級担任の教職経験	9.4% 12,108	7.8% 6,090	0.8% 513	6.9% 18,711
特別支援学級の教科担任の教職経験	1.5% 1,945	29.2% 22,928	1.2% 760	9.5% 25,633
通級による指導の経験	1.5% 1,880	1.6% 1,286	0.6% 400	1.3% 3,566
特別支援教育コーディネーターの教職経験	2.9% 3,784	2.5% 1,962	1.7% 1,039	2.5% 6,785

上段はn値に対する割合、下段は人数を表す。

※「特別支援教育に関する以下いずれかの経験あり」の割合には、経験不詳の者も含む。

「自立活動」について

教育課程上の位置付け

- ・ 特別支援学校の教育課程は、小学校、中学校、高等学校等の各教科等と「自立活動」によって編成（知的障害の特別支援学校においては知的障害の各教科等と自立活動）。
- ・ 自立活動の指導は、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。
- ・ 自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定める。
- ・ 特別支援学級では特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れること、通級による指導では自立活動の内容を参考として指導を行うことを小学校・中学校学習指導要領に規定

自立活動の目標・内容（特別支援学校学習指導要領より）

【目標】

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

【内容】

- 1.健康の保持
- 2.心理的な安定
- 3.人間関係の形成
- 4.環境の把握
- 5.身体の動き
- 6.コミュニケーション

【個別の指導計画の作成】

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

自立活動の変遷

障害の捉え方の変化とともに、自立活動の指導について見直しを行ってきている。

平成元年学習指導要領

【養護・訓練】：「障害の状態を改善し、又は克服する」

平成11年学習指導要領

【自立活動】：「障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する」

平成21年・29年学習指導要領

【自立活動】：「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」

横浜市

事業の 目標

- ・単発での交流及び共同学習の実践で終わることのない、継続的に実施できる教科や単元の検討・検証。
- ・共に学ぶ単元で、特別支援学校と小・中学校の児童生徒それぞれに、育成を目指す資質・能力の検討。

指定校



横浜市立若葉台特別支援学校(知的障害、肢体不自由)
横浜市立若葉台小学校
横浜市立若葉台中学校

※類型:隣接型

カリキュラム ・マネージャー



1名(横浜市立若葉台小学校教諭)
※小学校、特別支援学校での勤務経験あり。
※若葉台特別支援学校との兼務辞令を発令。

<主な役割>

交流及び共同学習における単元設定、
指導計画の作成、学校間の調整 等

交流及び 共同学習



- 様々な教科等(生活、国語、音楽、図画工作、学活)において、交流及び共同学習を実施

- 特別支援学校小学部第1学年と小学校第1学年(通常の学級及び特別支援学級)とで、内容に応じて適切な環境(教室、ホール、校庭等)を設定。
- 対面形式での交流及び共同学習にとどまらず、オンラインによる挨拶交流や交流及び共同学習で取り組んだ成果(作品)の共有など、相互評価の場面を設定し、学びがつながるよう工夫。



交流及び共同学習の様子(図画工作)

体制構築



- カリキュラム・マネージャー(小学校教諭)に特別支援学校との兼務辞令を、特別支援学校教諭1名に小学校との兼務辞令を発令
 - 週1~2回の相手校での授業や児童支援の実施、相手校の教員との情報交換等を通じて、両校の児童の実態や必要な支援を相互に把握。
- 交流及び共同学習の際は、小学校の学級担任をメインティーチャーとし、グループ活動を行う場合は、特別支援学校教員をサブティーチャーとして各グループに1名配置
- 地域の大学(横浜国立大学)と連携し、交流及び共同学習の実施の際に大学研究者が常に参加し、授業の記録・アセスメント・分析等を実施



交流及び共同学習の様子(学活)

インクルーシブな学校運営モデル事業 受託団体の取組事例(令和6年度)

静岡県

事業の 目標

- ・高等学校内の特別支援学校高等部分校で行われるインクルーシブな学校運営や「交流及び共同学習」の全県的なカリキュラムの作成。
- ・現在実施されている「交流及び共同学習」と学校運営システムの検証と改善。

指定校



静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校(知的障害)
静岡県立田方農業高等学校
※類型：一体型(農業高校の空き教室に分校を整備)

カリキュラム ・マネージャー



1名(元特別支援学校校長、
元県教育委員会特別支援教育課長)

<主な役割>

交流及び共同学習の発展に向けた指導助言
教職員研修や視察のコーディネート等

交流及び 共同学習



- 年間を通じて、両校の教育課程に位置付けた交流及び共同学習を実施
 - 高校2、3年生において、特別支援学校では「作業学習」、農業高校では専門教科に位置付けられた交流及び共同学習を実施。
 - 特別支援学校の作業学習班(園芸班、陶芸班、清掃班、木工班)に農業高校の生徒がそれぞれ入り、お互いに日頃から学んでいる知識や技術を相手校の生徒に伝えながら、同じ活動を実施。



両校の生徒が草花の鉢植え実習をしている様子

体制構築



- 両校の教員同士による情報交換や研修等を、校内全体で日常的に実施
 - 教務主任を学校同士の調整窓口としつつ、交流及び共同学習や学校行事に関する打合せは担当教員同士で日常的に実施。
 - 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、農業高校教員からの相談を受けつけたり、農業高校の生徒に向けて障害の特性や特別支援学校の生徒との関わり方等をテーマに授業を実施するなど、専門的な支援を実施。
 - 特別支援学校のセンター的機能として、農業高校の教員に向けて、合理的配慮等に関する研修会を開催。



両校の教員による日常的な打合せの様子

インクルーシブな学校運営モデル事業 受託団体の取組事例(令和6年度)

宮崎県

事業の 目標

- ・交流及び共同学習の「共同学習の側面」を発展させ、すべての児童生徒が共に学び合う環境を整備する。
- ・柔軟な教育課程と指導体制を構築し、インクルーシブな学校運営を実現する。

指定校



宮崎県立小林こすもす支援学校(知的障害・肢体不自由)

小林市立^{ひがしかた}東方小学校

小林市立^{ひがしかた}東方中学校

宮崎県立小林高等学校

※類型:**併設型**

(小・中・高それぞれで校舎が併設)

カリキュラム ・マネージャー



1名(元特別支援学校指導教諭(音楽))

<主な役割>

「共同学習の側面」を意識した検証授業の実施
交流及び共同学習の実施に向けた各校の教育
課程の検討等

交流及び 共同学習



- **カリキュラム・マネージャーをメインティーチャーとする交流及び共同学習を、音楽科で実施**
 - 両校の教員がサブティーチャーとして参加し、交流及び共同学習を実践する際のポイントの理解を深め、他教科での今後の実施につなげる。
- **教科のねらいの達成を意識した交流及び共同学習を計画・実施**
 - 合同運動会等の既存の交流活動で構築された児童生徒同士の関係性を土台としつつ、単発的な活動に留まることのないよう、両校の児童生徒が合同で受ける授業と、それぞれの学校で受ける授業を組み合わせた単元を計画・実施。



カリキュラム・マネージャーによる交流
及び共同学習(音楽科)の様子

体制構築



- **交流及び共同学習の充実に向けた校内全体での検討体制を構築**
 - 両校の教務主任や学部主事等で構成される「企画会」を月1回程度開催し、カリキュラム・マネージャーと連携しながら、教科のねらいの達成を意識した交流及び共同学習について検討。
 - カリキュラム・マネージャーによる「交流及び共同学習」終了後、両校の教員による合同事後研修を開催し、交流及び共同学習の実践のポイントやチーム・ティーチング等の指導体制等についての理解を深める。



両校の教員による
合同事後研修の様子

(4) 幼児教育

(論点整理 P96～99関係)

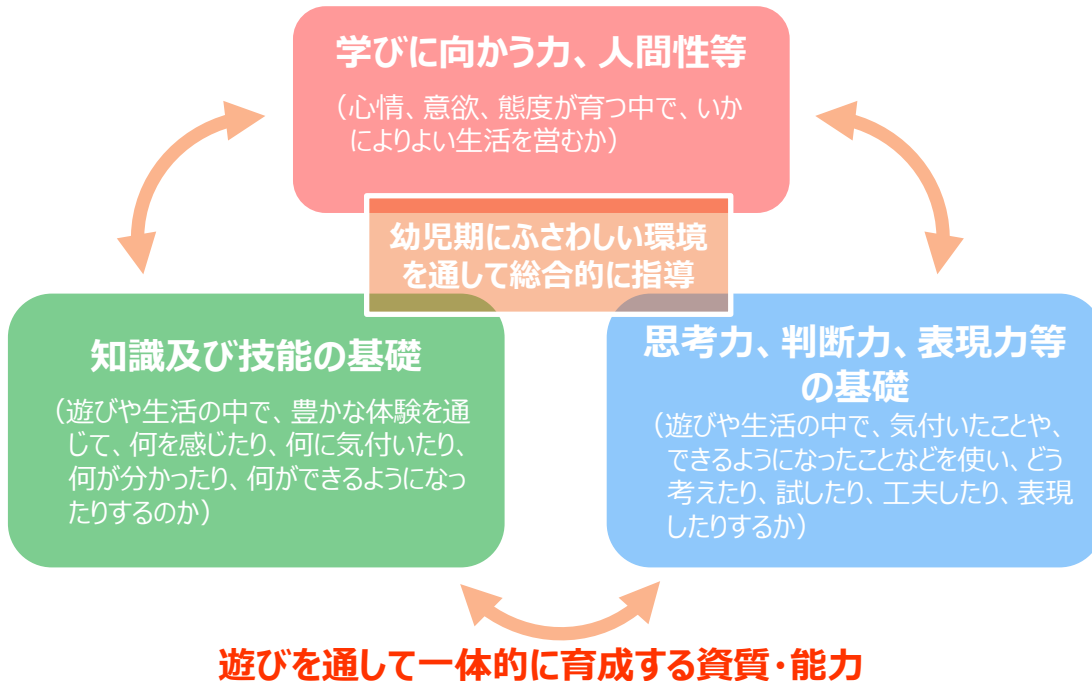
現行幼稚園教育要領における資質・能力の育成

幼稚園教育要領（抄）

第1章 総則

第1 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、**幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする**。

- ・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。
- ・幼児教育では、幼稚園教諭等がその専門性を発揮して、意図的・計画的に環境を構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる中で遊びや生活を展開することにより、幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。
- ・幼児期においては、**遊びを通しての指導**を中心に行うことが重要。



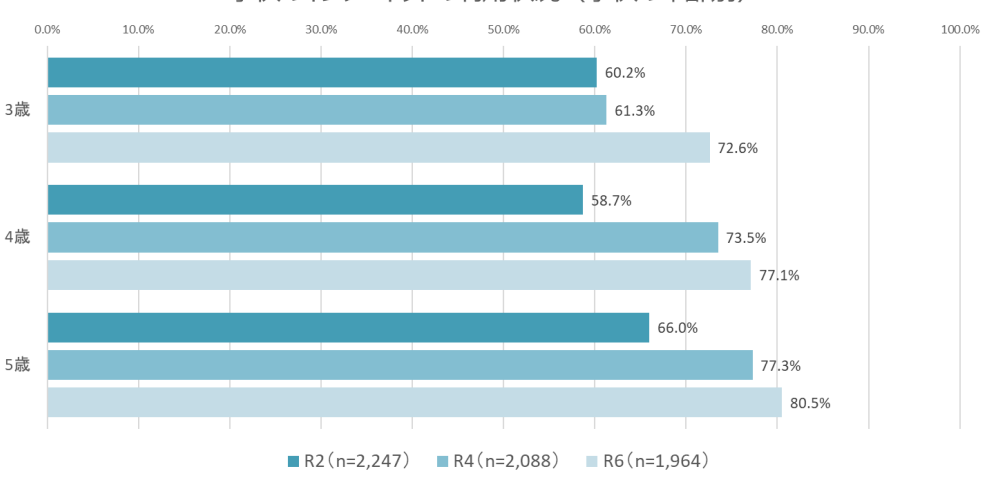
(参考：幼児期の大切な学びが分かる動画シリーズ)

幼児教育は何のため？ 約2分  幼児教育は何のため？ https://youtu.be/MExUaZ6M3G0	「遊びは学び」ってどういうこと？ 約7分  「遊びは学び」ってどういうこと？ https://www.youtube.com/watch?v=UxfA13XWfGo
「学びの芽」を育む園の工夫って？ (多様な遊び編) 約9分  「学びの芽」を育む園の工夫って？ (多様な遊び編) https://youtu.be/VNiOwpuDd44	「学びの芽」を育む園の工夫って？ (とろだんに遊び編) 約7分  「学びの芽」を育む園の工夫って？ (とろだんに遊び編) https://youtu.be/VuIP2CUKa-U

近年、少子化や情報化、都市化、過疎化等が進み、子供の遊びや生活に変化が生じている。

○子供のインターネット利用の早期化・長時間化

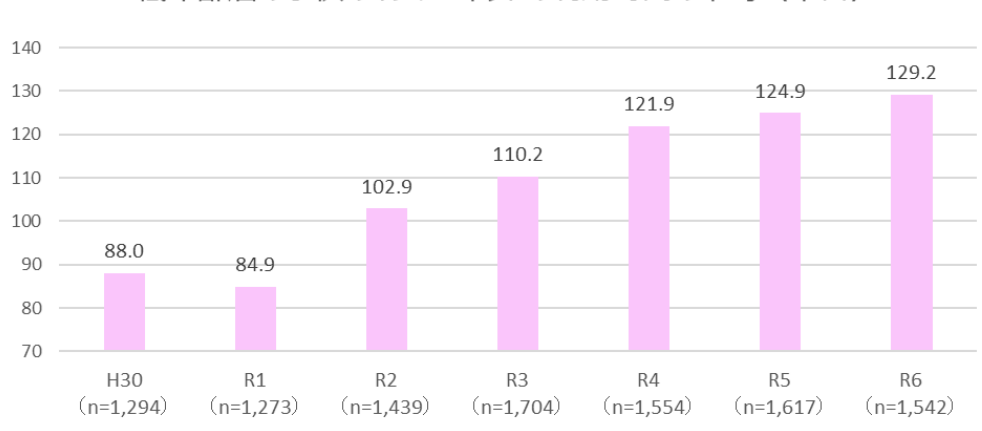
子供のインターネットの利用状況（子供の年齢別）



（出典）令和6年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書：

https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/results-etc/r06

低年齢層の子供のインターネットの利用時間の平均（平日）



※0歳から満9歳の子供と同居する保護者に調査

※「子供のインターネットの利用時間」は、子供の平日のインターネットの平均的な利用時間

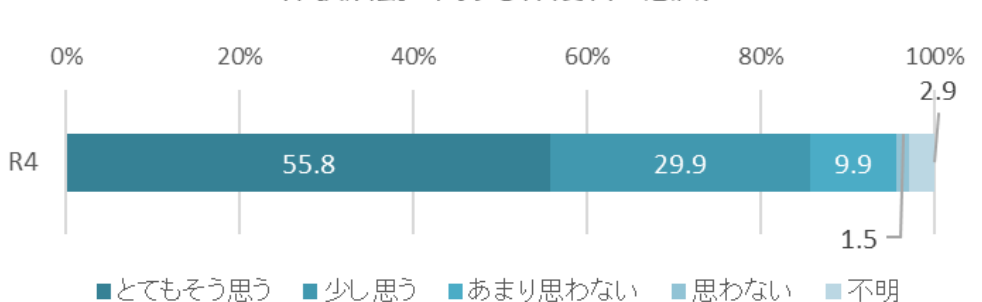
※「使っていない」は0分とし、「わからない」「無回答」を除いて平均値を算出

（出典）平成30～令和6年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書：

https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/results-etc

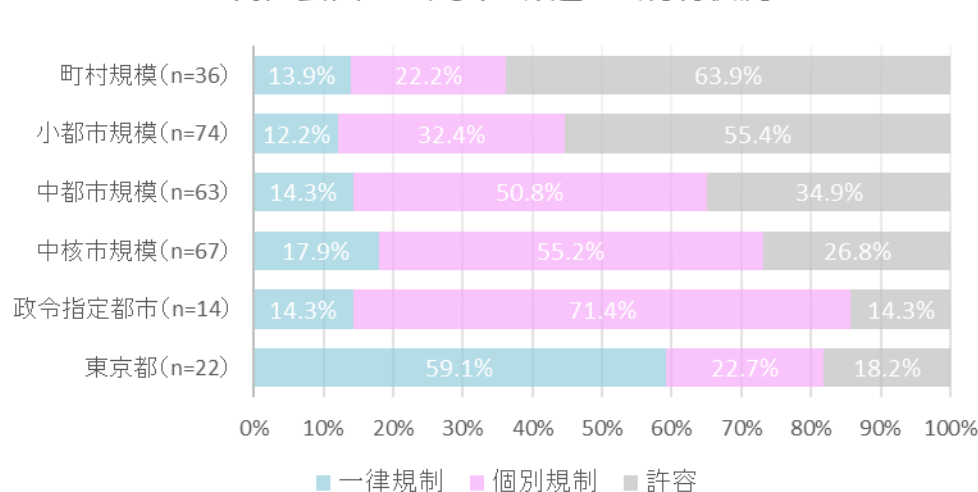
○子供の遊び場所の減少、遊びの制限

体験活動に関する保護者の意識



（出典）青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度調査）：<https://koueki.net/user/nive/110376019-1zentai.pdf>

街区公園におけるボール遊びの規制状況



（出典）地方自治体による街区公園のボール遊びの規制実態に関する研究 寺田光成、木下勇：

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jilaonline/13/0/13_52/_article/-char/ja/

幼児教育センターによる取組例

北海道教育庁義務教育課 幼児教育推進センター 幼保小の接続の取組（北海道）

北海道幼児教育推進センターにおいては、**市町村や、設置者・施設類型問わず全ての幼稚園、保育所、認定こども園、または小学校に対し**、研修支援や架け橋期のアドバイザーの派遣等を通して、**幼児教育施設と小学校との継続的・計画的な連携・接続の促進**を図っている。

幼保小の架け橋プログラムの推進

■ 北海道版幼児教育スタートプログラム

～つながろう つなげよう 子どもの学びと育ち～

- R4～6年度に、文部科学省委託事業「幼保小の架け橋プログラム事業」の調査研究の結果を踏まえ、幼保小の架け橋プログラムを推進する際の手順や方法等を示した「北海道版幼児教育スタートプログラム」を策定・普及し、市町村における取組を支援。
- 幼児教育の重要性、幼保小連携・接続のポイント、道内における実践例等をまとめた「**幼児教育と小学校教育の連携・接続ハンドブック**」を作成し展開。



架け橋期のアドバイザー派遣・育成

- **幼児教育や小学校教育の知見を有する架け橋期のアドバイザー**を幼児教育施設や小学校、市町村等に派遣し、幼保小接続の取組状況や課題等のそれぞれの**実態に応じた支援**を実施。
- 道内全14管内での配置に向けた**架け橋期のアドバイザーの育成**。

研修の支援

- **地域における架け橋期のカリキュラム開発の推進を図るため**、施設類型問わず幼児教育施設や小学校、市町村の関係者が、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けたカリキュラムや教育方法等の充実・改善について協議・情報交換する「**幼小つながる研修**」を、道内全14管内で実施。
- 合同研修の機会確保が困難な地域においても、幼児期及び幼保小接続期の教育の理解促進を図るため、**保育及び授業の様子を撮影したオンデマンド教材を作成・配信**するとともに、**オンラインを活用した公開保育・授業を実施**。

（参考）<https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/yousyouseituzoku.html>

大分県教育庁義務教育課 幼児教育センター 幼児教育アドバイザー等の育成・派遣（大分県）

大分県幼児教育センターにおいては、**幼児教育スーパーバイザーが幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、市町村に訪問し、ニーズに合わせた支援を行うとともに、市町村の幼児教育アドバイザーの育成や研修支援等を行っている。**

市町村の幼児教育アドバイザーの活用・配置推進

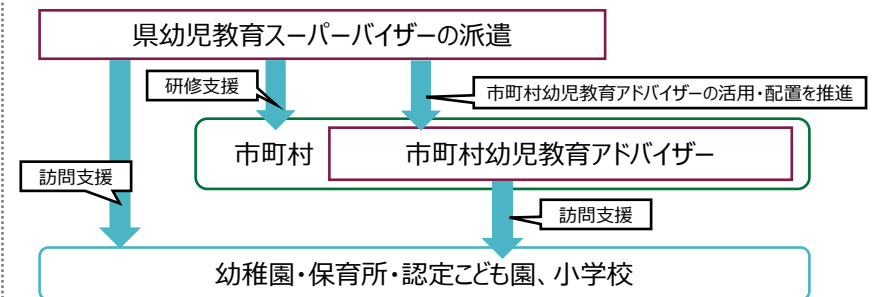
■ 市町村幼児教育アドバイザー

～「しんけん遊ぶ子」の育成に向けた大分県の取組～

- 幼児教育の質の向上や小学校教育との円滑な接続等の取組を一体的に推進するため、**県幼児教育スーパーバイザーが地域における研修支援及び域内の園への助言等を行う市町村幼児教育アドバイザーを育成**。
- 養成研修修了後は、市町村幼児教育アドバイザーの地域での活動を県幼児教育スーパーバイザーが継続支援。



（国東市・玖珠町幼児教育アドバイザーの活動の様子）



幼保小接続の推進

- 「**幼小接続地区別合同研修会**」において、県スーパーバイザーが幼児教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について、講義・協議を行い、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の教職員間の相互理解を深めるとともに、地域における接続の取組推進を図る。

（参考）<https://www.pref.oita.jp/site/oita-youjikyokuiku/yojikyokuadviser.html> 299

「幼保小の架け橋プログラム」の推進について

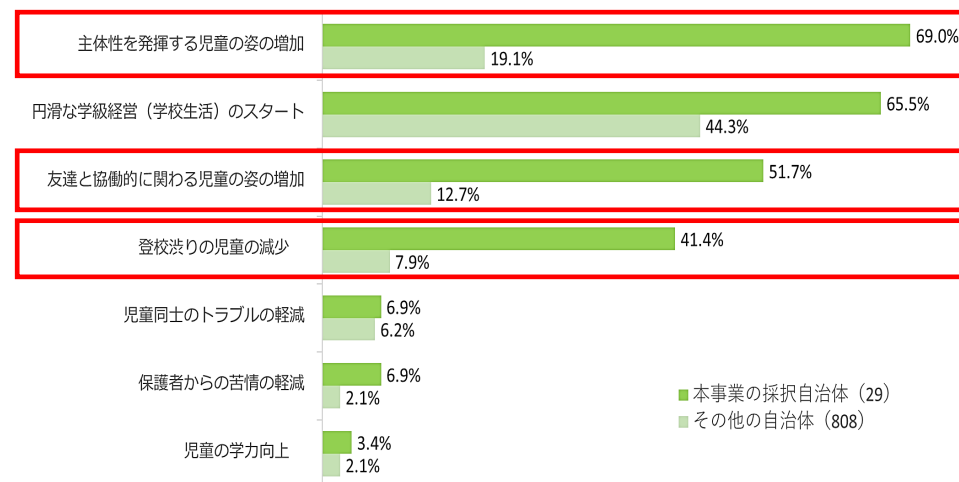
- 幼保小の架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実を図り、全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施するため、文部科学省において、令和4年3月に、「**幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き**」と「**参考資料**」を作成
- 令和4年度から令和6年度までの3年間、19自治体に委託し、先進的に取組を実践
- 各自治体において実施する「幼保小の架け橋プログラム」の取組は次のとおり
 - ・ 0歳から18歳の発達や学びの連続性を踏まえ、**5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善を促進**
 - ・ 3要領・指針、特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
 - ・ 架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わり方に関する工夫が見える化し、家庭や地域にも普及

など

幼保小の架け橋プログラムの成果（幼保小の架け橋プログラム事業におけるアンケート調査結果より）

Q. 幼保小の接続に取り組んでいる中で、改善された小学校（学級）の課題があれば、当てはまるものを選択してください。
（当てはまるものを全て選択）

【改善された小学校の課題（令和5年度）】



※幼保小の架け橋プログラム事業の採択自治体（6道県13市町）の道県においては、道県の回答及び連携市町からの回答を「採択自治体」として集計している。

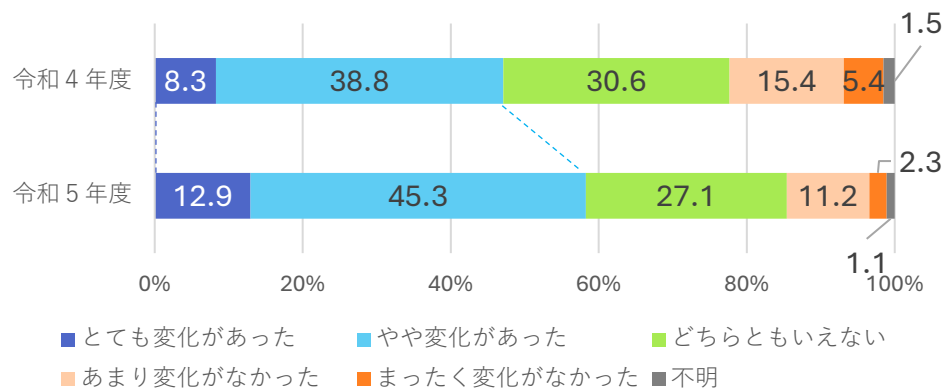
＜自由記述の分析＞

- 幼児教育施設と小学校の教職員間の交流や研修、保育・授業の相互参観などを通じて、相互理解が深まり、小学校教員が幼児教育の視点を取り入れるようになったことが多数報告されていた。
- 具体的には、小学校において、授業に「遊び」の要素を取り入れたり、柔軟な時間設定を行ったりすることで、子供の主体性や興味・関心を尊重する指導が進められた。
また、幼児教育施設においても、小学校の教育内容や指導方法を理解し、5歳児の保育において小学校以降の生活や学習を意識した活動が増えていた。
- 子供たちに対する影響としては、小学校との交流活動を通じて、5歳児の小学校入学に対する期待感が高まり、不安が軽減されたことや、小学校1年生になった後も、幼児期の学びを生かした授業が展開されるようになったことなどが記述されていた。特に、スタートカリキュラムの導入・改善や、指導方法・内容の柔軟な調整を通じて、幼児教育施設と小学校間の段差の解消が進み、小学校の生活や学習への円滑な移行が促されたことが示されていた。

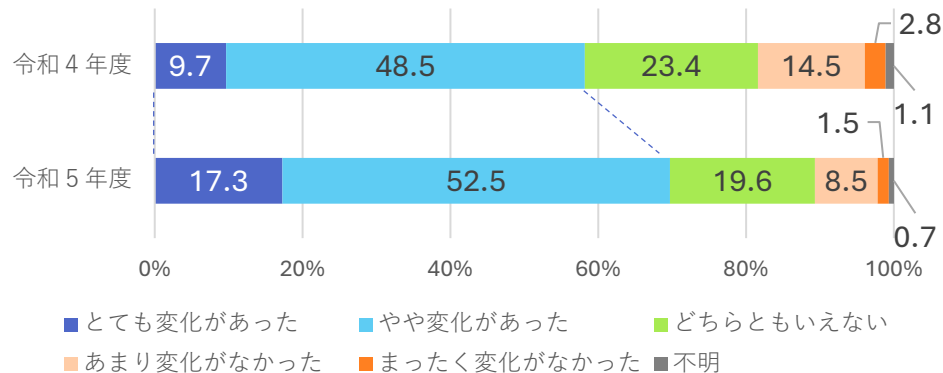
幼保小の架け橋プログラムの成果（幼保小の架け橋プログラム事業におけるアンケート調査結果より）

Q. 今年度の幼保小の接続の取組を通して、貴園・貴校の先生による／ご自身の子どもへの関わりや指導方法に変化はありましたか。

幼児教育施設（管理職）

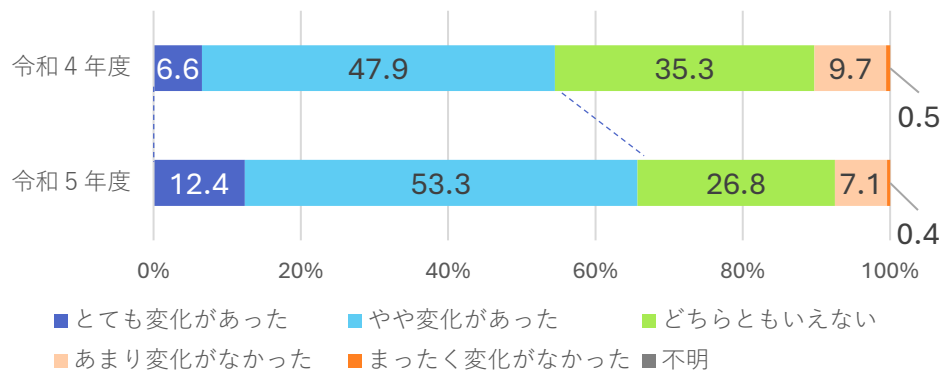


幼児教育施設（学級担当）

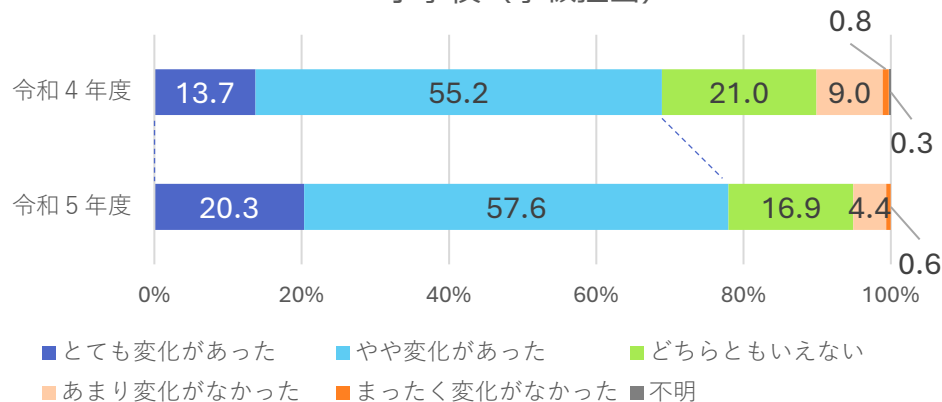


○ 幼児教育施設においては、小学校教育を見通し、人前で自分の意見や気持ちを話す機会の設定や、小学校進学への興味や期待を膨らませる指導、子供自身が時間を意識できるような働きかけなど、小学校の生活や学びへの接続に向けた指導への変化を回答する割合が増えた。

小学校（管理職）



小学校（学級担当）



○ 一人一人の児童の実態や興味・関心に合わせた指導、児童の幼児教育施設での経験を意識し、できるようになったこと・まだできないことを考慮した指導、児童が安心して活動できる教室環境や授業構成など、幼児教育の考え方を参考にした指導への変化を回答する割合が増えた。

第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

1. 幼児教育の重要性

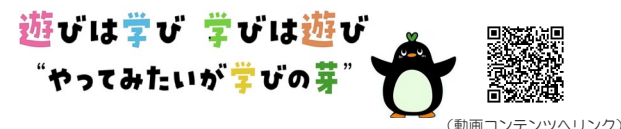
- ・人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。
- ・近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。
- ・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。

2. 幼児期の発達の特性

- ・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることにより成り立つものであり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。

3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要。



(動画コンテンツツェリンク)

第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

1. 幼児教育の基本に関する事項

(1) 身体の諸感覚を通じた豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

(2) 自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。
- ・幼児期は、知識・技能を教え込むことではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育んでいくようにすることが重要。(参照：「幼児教育と小学校教育がつながるってどうのこと？」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html)
- ・一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。また、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。
- ・国・地方自治体においては、幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、一層の普及・啓発に取り組むことが必要。

(3) 幼児教育において育みたい資質・能力

- ・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしたり、幼児を当てはめて、できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

(5) 幼児理解に基づいた評価

- ・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。

2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

(1) 幼児教育施設におけるICTの活用

・国において、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確にし、ICTの効果的な活用方法等の調査研究、研修プログラムの開発等、デジタル環境の整備や支援、低年齢児への弊害・リスクや活用上の留意点についての検討が必要。

(2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

・幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携促進、幼児教育施設へのアドバイザー等の積極的派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が必要。

(3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

・国・地方自治体において、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

・満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。

(5) 地域における幼児教育施設の役割

・幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。

・保護者が幼児教育施設に対し、長時間預かることを求めたり、幼児への教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる。幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する教育機能や役割を発揮し、支え合いながら一体となって子育てに取り組むことが必要。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及・啓発することが重要。

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

・国においては、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、一部の地域では、幼児教育施設において小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において入学当初の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。

・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による幼保小の連携・接続の取組の中断等により、全国的にみると未だ不十分。

・小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また不登校児童の増加率が高いことを踏まえ、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小の接続期の教育の充実に取り組むことが重要。

・幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要。特に小学校入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要。

・小学校以降で進められている教育の方向性（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている。小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。

第3章 必要な条件整備

1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

・地方自治体においては、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管又は他の関係部局が所管する場合においても一定の責任を果たす体制を構築することなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要。

2. 今後の幼児教育施設の在り方

・今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることが見込まれる中、国においては、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後の在り方について検討を進めることができるよう、調査研究等により支援を行うことなどが必要。

・とりわけ著しく減少が続いている公立幼稚園については、これまで果たしてきた役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要。

3. 幼児教育施設への支援体制

- ・地方自治体において、
 - 地域の幼児教育ビジョンを明確にし、幼児教育センターの設置・活用、幼児教育施設の合同研修、幼児教育アドバイザー・架け橋コーディネーター等の育成・配置等を推進
 - 教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築
 - 国公立の幼児教育施設のネットワークやプラットフォームの構築、公開保育等を推進
- ・国において、
 - 幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を法令等に位置付け、広域連携を促進
 - 地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の体制構築等の取組を支援
 - NIERセンターによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進
 - 幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化等を推進

※NIERセンター：国立教育政策研究所幼児教育研究センター

4. EBPMの推進

・国・地方自治体において幼児教育政策について検討を行うに当たっては、幼児教育の大規模縦断調査や諸外国の動向等の調査研究から得られたエビデンスを生かしながら検討を進めていくことが必要。

※EBPM：証拠に基づいた政策立案（Evidence-Based Policy Making）

（６） 子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善

（論点整理 P100～103関係）

こども基本法 関連部分抜粋

(基本理念)

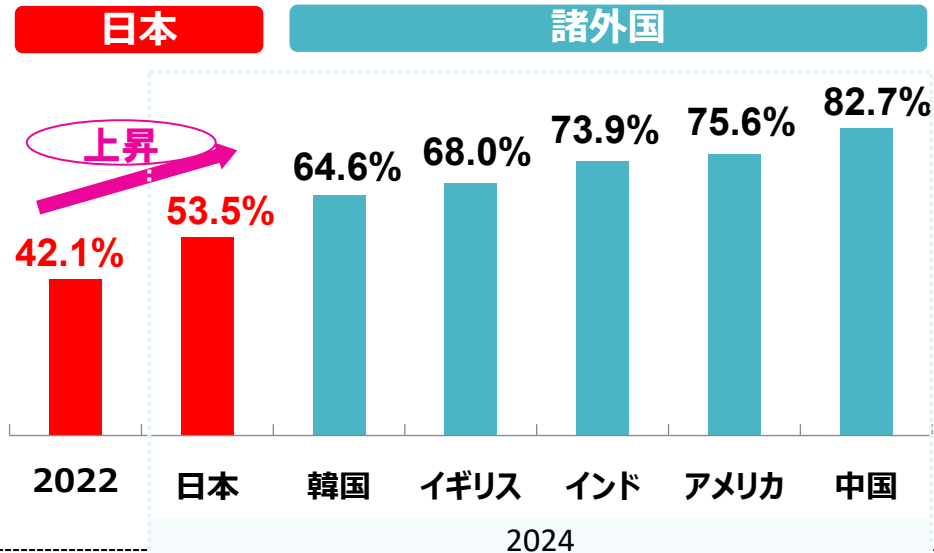
第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五・六 （略）

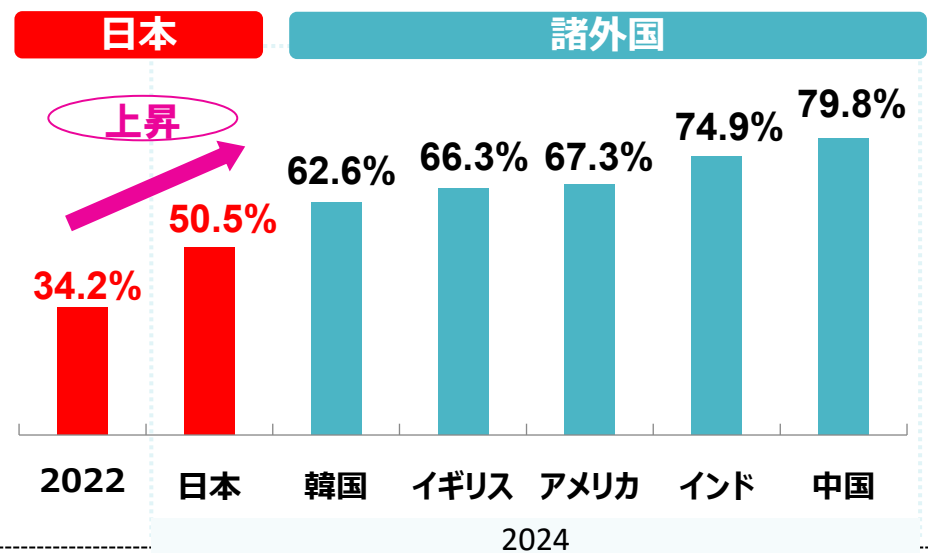
18歳の当事者意識は改善傾向だが、低水準

【出典】日本財団
「18歳意識調査」

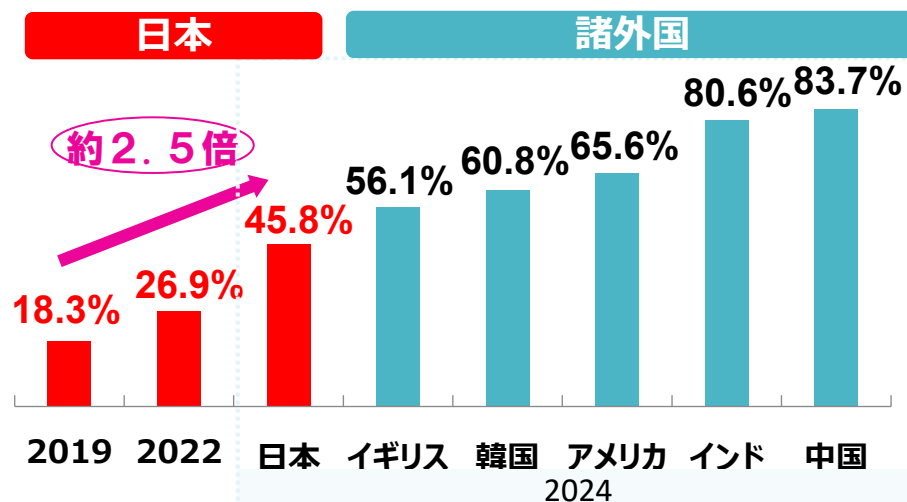
①政治や選挙、社会問題について、自分の考えを持っている



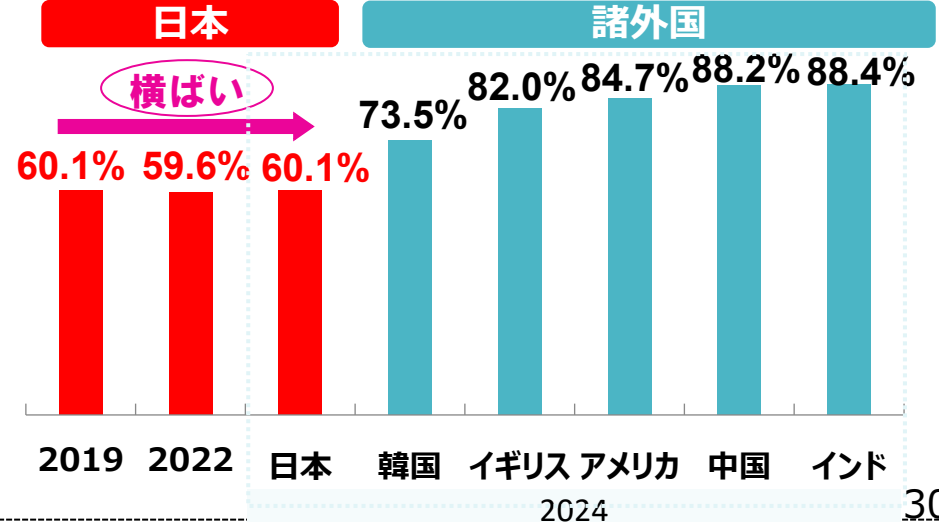
②政治や選挙、社会問題について家族や友人と議論することがある



③自分の行動で国や社会を変えられると思う



④将来の夢を持っている



子供の社会参画に関するハートの梯子モデル

より高いレベルでの参画

見せかけの参画



8 生徒主導

大人とのパートナーシップの下での意思決定。

7 生徒主導

生徒が主導し、自らの方向性を決めている。

6 大人主導

大人が主導するが生徒も意思決定にかかわっている。

5 相談・情報共有

大人が意思決定するが、生徒も必要な相談を受けたり情報を与えたりしている。

4 付与・情報共有

大人が生徒に対して仕事を割り当てる。ただし、生徒がプロジェクトに対してどのように、また、なぜかかわっているのかについては、情報が与えられている。

3 見せかけの参画

自分たちの活動について、生徒は全くあるいはほとんど影響を与えることができない。

2 装飾

大人が主導して実行することを、生徒が助ける。

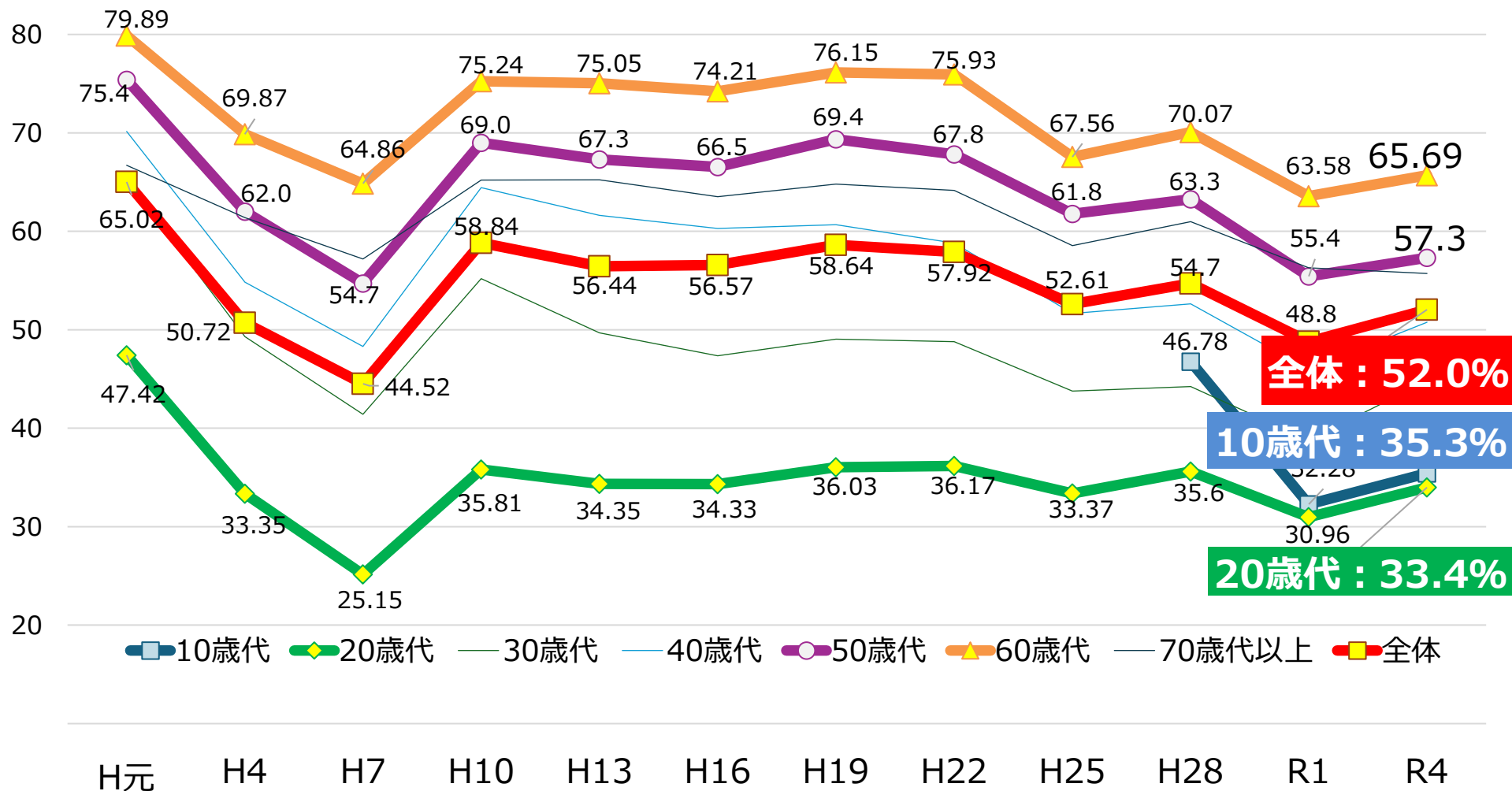
1 操作

大人が自らのプロジェクトをサポートするために生徒を利用し、あたかも生徒の発案であるかのように見せかけている。

若者の投票率

【出展】総務省HP選挙結果資料より引用

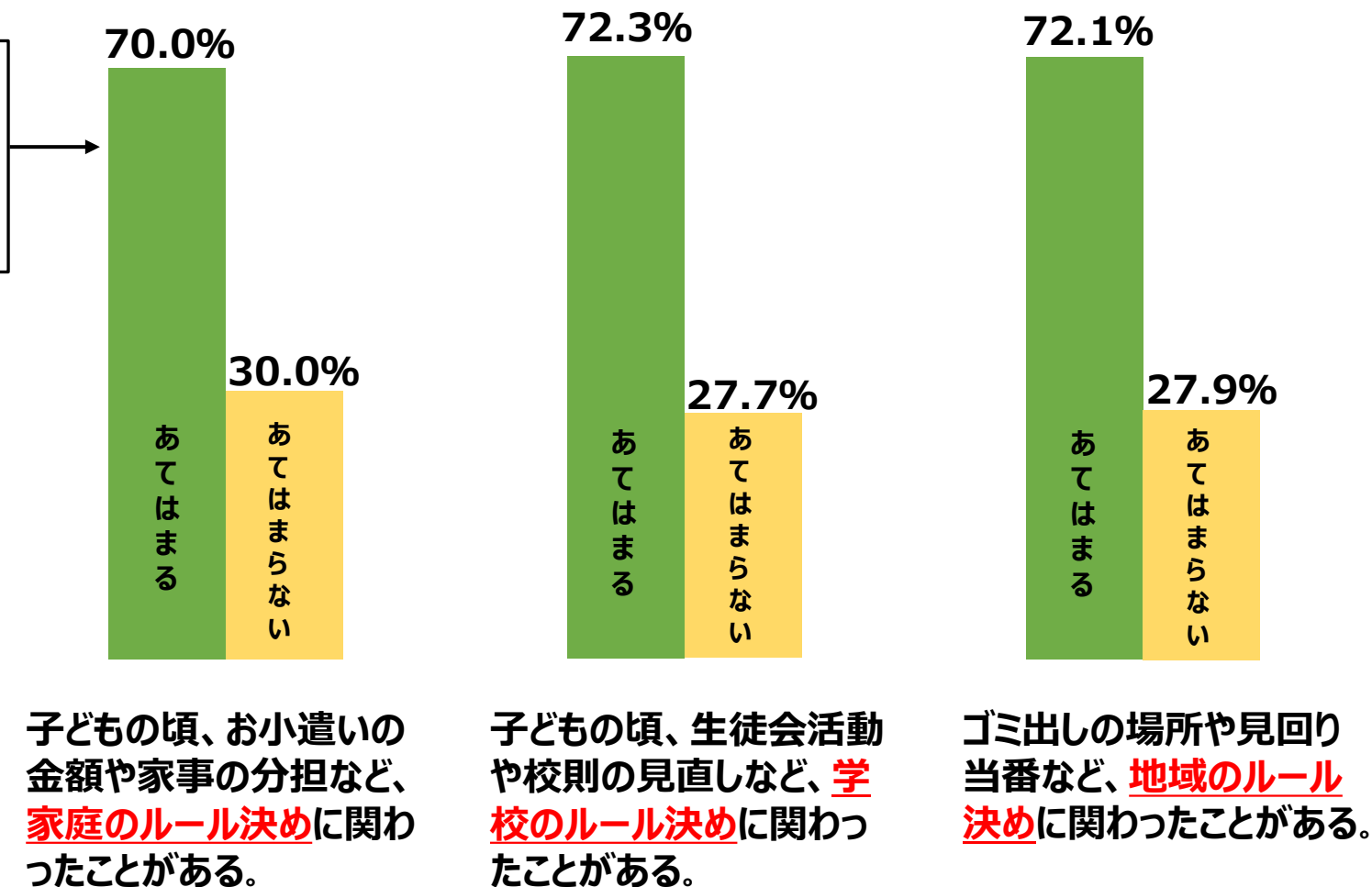
参議院議員通常選挙における年代別投票率（抽出）の推移



10代、20代は投票率は約3割。若者の投票率は低い。

家庭や学校、地域において「ルール決めに関わった経験がある」 場合、「普段から投票に行っている」と回答する割合が高い

「普段から選挙に行っている
(投票している)」への回答



生徒指導提要（令和4年12月改訂） 関連部分抜粋

（１）校則の意義・位置づけ

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。

（略）校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です。

（２）校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、（略）児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。

そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切であると考えられます。

（３）校則の見直し

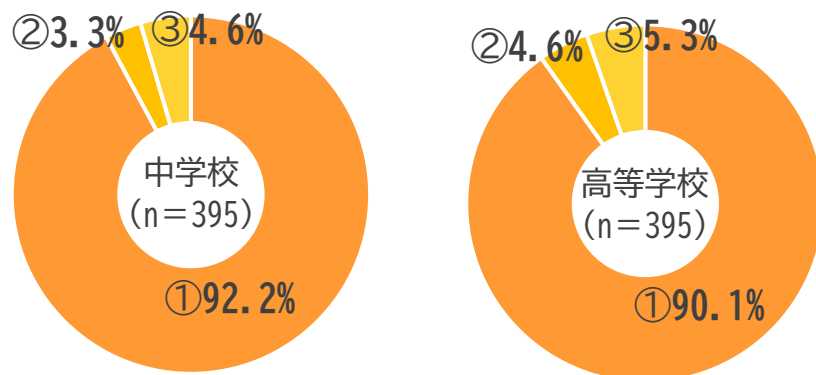
校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、（略）絶えず見直しを行うことが求められます。（略）校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。

（４）児童生徒の参画

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

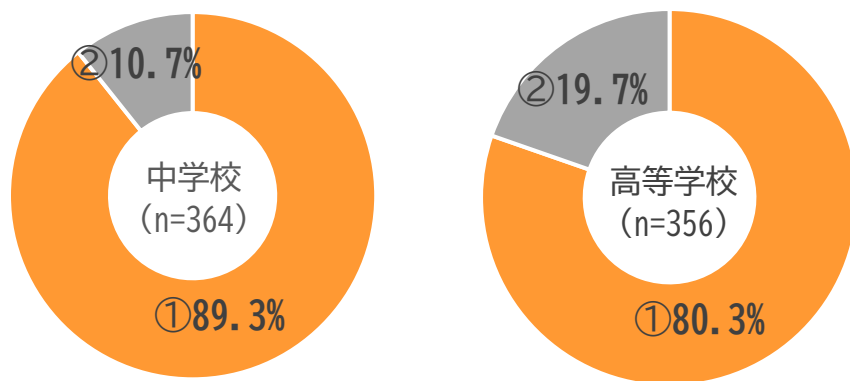
校則の見直しに関する状況（中学・高校）

○ 令和元年度以降の校則等の制定又は変更の実施状況及び今後の実施予定について



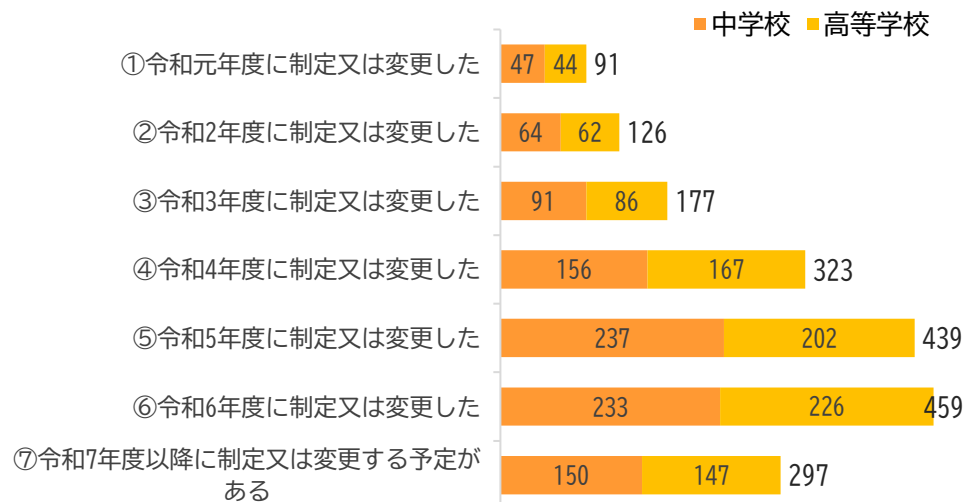
- ・①すでに制定又は変更した
- ・②令和7年度以降に制定又は変更する予定
- ・③制定又は変更しておらず、予定もない

○ 校則等の制定又は変更に際しての生徒又は保護者からの意見を聴取する機会の設定 について

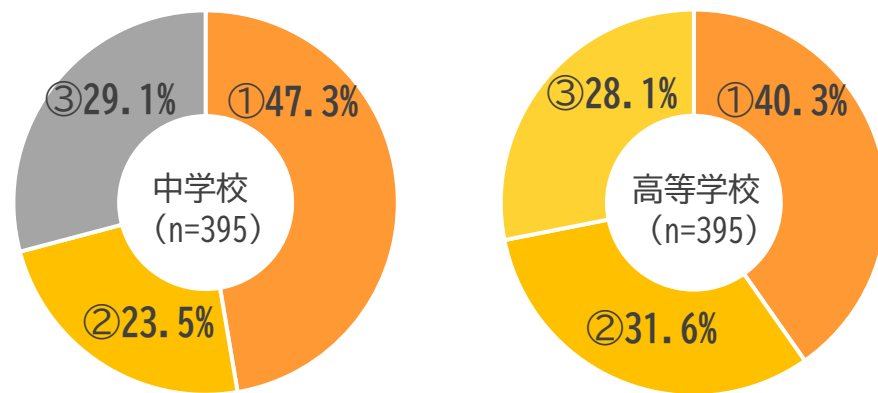


- ・①生徒又は保護者から意見を聴取する機会を設けた
- ・②意見を聴取する機会を設けていない

○ 令和元年度以降の校則等の制定又は変更時期（予定を含む）について（n=751、複数回答可）



○ 校則等を制定又は変更する際の手続きの定め及びその公表について（n=790、複数回答可）

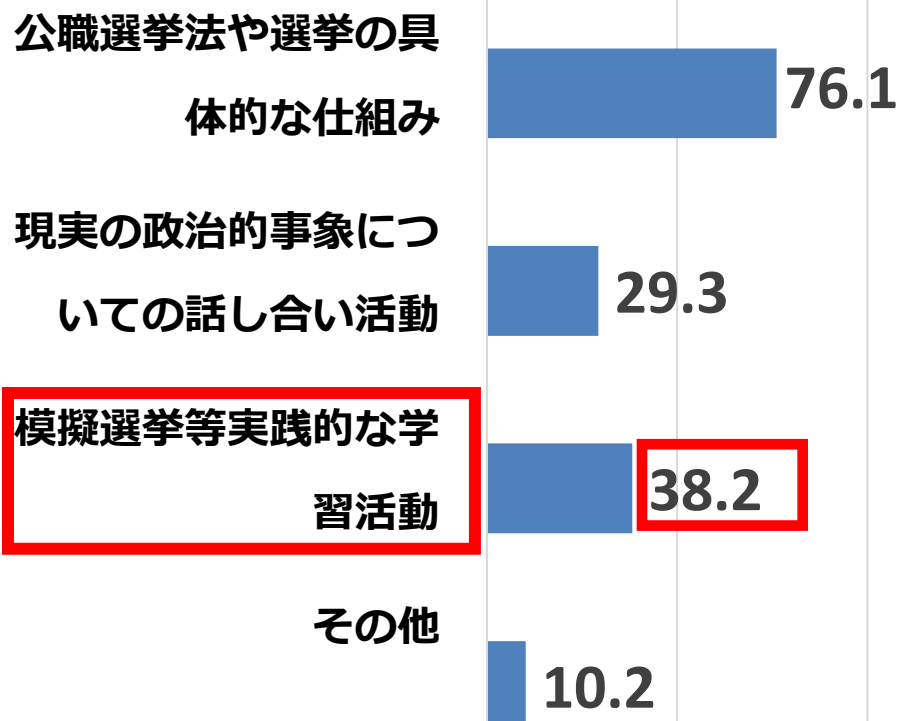


- ・①手続きを定め、公表している
- ・②手続きを定めていないが、公表している
- ・③手続きを定めていない

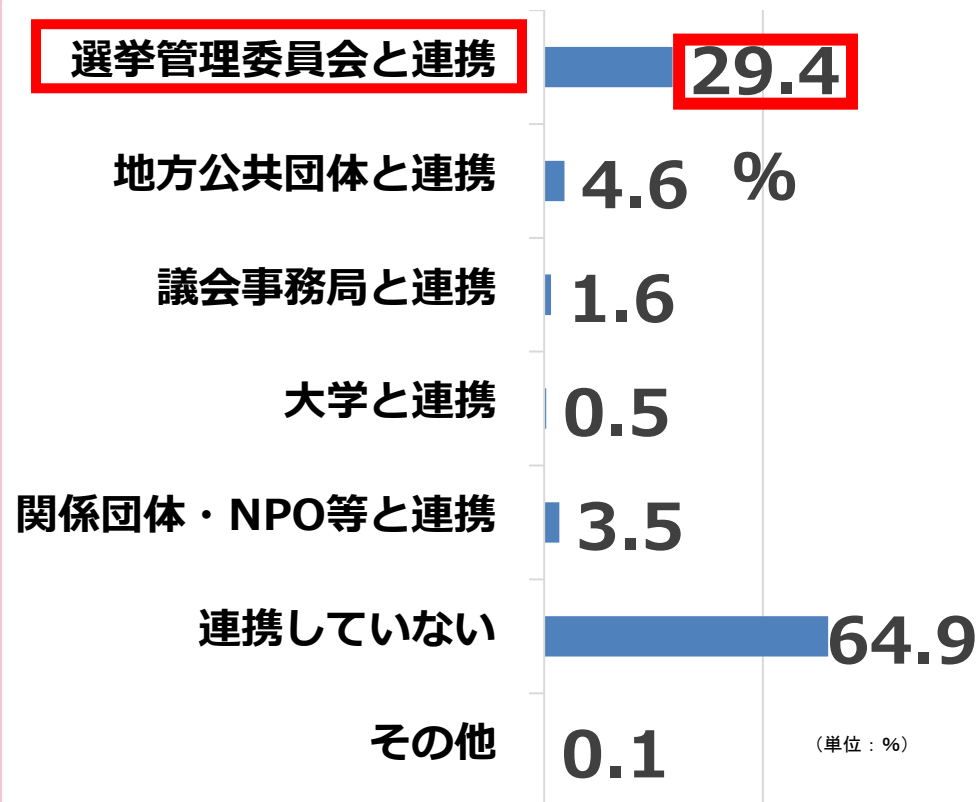
主権者教育の実施状況（高校）

※令和4年度第1学年の生徒へ主権者教育を実施した高校の実施内容等

実施した学習活動



連携した機関



※全国の国公立高等学校(定時性・通信制、特別支援学校高等部等含む)のうち1,629校を対象
(有効回答数 1,306校 回収率 80.2%)

東京都大田区立北糀谷小学校

アンケートボックスを通じた子供の声の具現化

- **代表委員会の発案**で校内に学校生活をより楽しくするためのアンケートボックスを設置し、どうすれば学校生活を楽しくできるのか、**全校児童からアイデアを随時募集**。
- 集められたアンケート用紙は、運営委員会の子供たちが関係する委員会に振り分け、それぞれの委員会で**実現可能性について議論**。
- これまで、全校児童が校庭で鬼ごっこをする、校内放送で占いや先生のインタビューを流す、交通安全のキャラクターをつくる、コロナ禍の運動会での発声を伴わない応援グッズの作成等を実現。

昇降口に置かれたアンケートボックス



回収されたアンケート用紙を委員会へ振り分け



放送委員会が、校内放送で「今日のうらない」というコーナーを設け、学校生活が楽しくなるような話題を提供



東京都町田市立七国山小学校

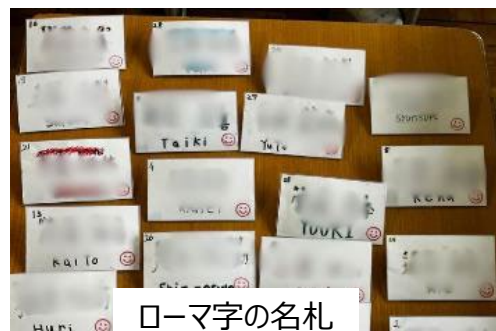
誰もが過ごしやすい学級生活を目指す児童の声の具現化

- **当該学級（第6学年）**では、4月に入り、**海外より児童が転入**。生活の様子を見ていて当該児童の困り感に気が付いた子供が、「**誰もが過ごしやすいようになるための取組を考えたい**」と提案。
- 話し合いの結果、**①ローマ字の名札をつける、②集合写真に名前を入れてプレゼントする、③スライドを作って学校生活でよく使う言葉をローマ字と英語訳で説明する、④日直スピーチで改めてそれぞれの児童が自己紹介を行う**ことが決定。
- 学級での実践活動を通して、転入した子供が「**学級のみんなへ気持ちを伝えたい**」と一生懸命に日本語で文を考えて発表した。**一人一人を大切にしたい学級の雰囲気**が醸成され、よりよい学級生活の実現につながった。

「誰もが過ごしやすいようになるための取組を考えよう」という議題で話し合い



みんなで決めたことを実践

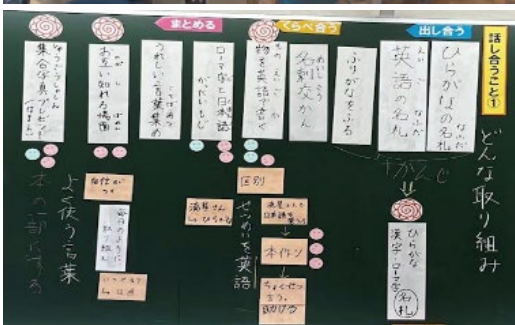
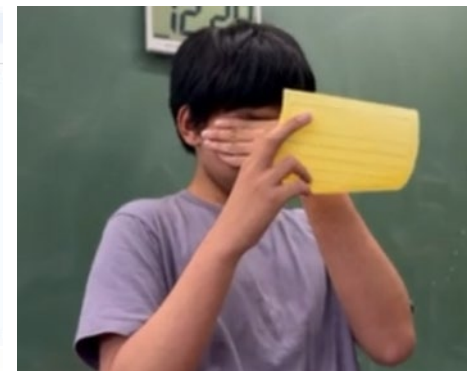


ローマ字の名札



英語で先生の紹介

学級のみんなへ感謝の気持ちを自分の言葉で伝達



集合写真



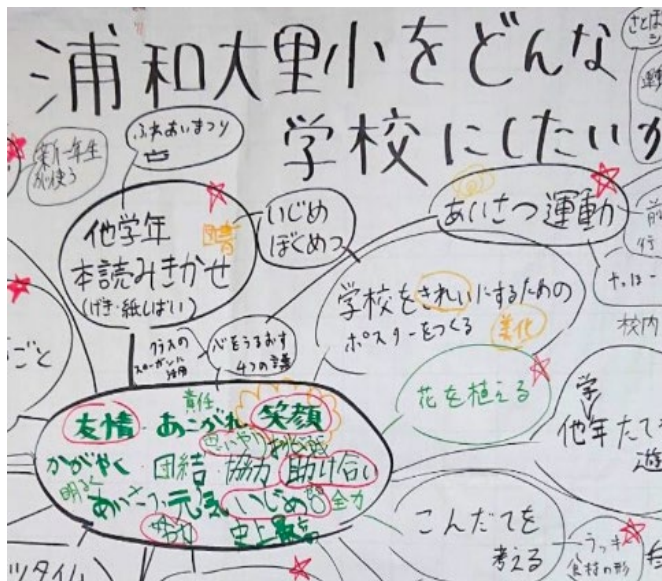
自己紹介のスピーチ

子供の学校運営協議会への参画

- 児童会の代表が学校運営協議会に参加



代表委員会で話し合った「取り組みたいこと」の
図を提示しながら発表する



子供たちと協議会の委員で「地域のあいさつ運動」をするよさなどについて話し合う

